

## 令和5年第4回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 12月4日(月曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開会(午前9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	6
金子浩二君	6
森雅哉君	13
原口剛君	19
酒巻広明君	26
橋本和之君	36
大谷純一君	45
○次会日程の報告	54
○散会の宣告	54
散会(午後1時54分)	54
第2日 12月5日(火曜日)	
○議事日程	55
○出席議員	55
○欠席議員	56
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	56

○職務のため出席した者の職氏名 .....	5 6
開    議    （午前 9時00分） .....	5 7
○開議の宣告 .....	5 7
○諸般の報告 .....	5 7
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	5 7
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	6 4
○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	6 5
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	6 7
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	6 8
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	6 9
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	7 2
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	7 3
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	7 4
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	7 5
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	8 2
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	8 3
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	8 4
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	8 5
○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	8 6
○発議第2号、発議第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決 .....	8 7
○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	8 9
○次会日程の報告 .....	9 0
○散会の宣告 .....	9 0
散    会    （午前11時12分） .....	9 0

第 5 日 12月8日（金曜日）

○議事日程 .....	9 1
○出席議員 .....	9 1
○欠席議員 .....	9 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	9 1
○職務のため出席した者の職氏名 .....	9 2
開    議    （午前 9時00分） .....	9 3
○開議の宣告 .....	9 3

○諸般の報告 .....	9 3
○閉会中の継続調査の申し出 .....	9 3
○日程の追加 .....	9 3
○町長挨拶 .....	9 3
○閉会の宣告 .....	9 5
閉    会    （午前 9時12分） .....	9 6

令和5年第4回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年11月28日

千代田町長 高橋 純一

1. 期 日 令和5年12月4日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

1 番	金	子	浩	二	君	2 番	橋	本	博	之	君
3 番	原	口		剛	君	4 番	大	澤	成	樹	君
5 番	酒	卷	広	明	君	6 番	橋	本	和	之	君
7 番	大	谷	純	一	君	8 番	森		雅	哉	君
9 番	川	田	延	明	君	1 0 番	小	林	正	明	君
1 1 番	柿	沼	英	己	君	1 2 番	高	橋	祐	二	君

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 令和5年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年12月4日（月）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	金子	浩二	君	2番	橋本	博之	君
3番	原口	剛	君	4番	大澤	成樹	君
5番	酒巻	広明	君	6番	橋本	和之	君
7番	大谷	純一	君	8番	森	雅哉	君
9番	川田	延明	君	10番	小林	正明	君
11番	柿沼	英己	君	12番	高橋	祐二	君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一	君
副町長	石橋俊昭	君
教育長	田島育子	君
総務課長	宗川正樹	君
企画財政課長	須永洋子	君
会計管理者 兼税務会計課長	茂木久史	君
住民福祉課長	高田充之	君
健康子ども課長	久保田新一	君

産業観光課長兼  
農業委員会長  
農務局長

下 山 智 徳 君

建設環境課長

坂 部 三 男 君

都市整備課長

荻 野 俊 行 君

教育委員会長  
農務局長

森 田 晃 央 君

---

○職務のため出席した者の職氏名

書 記

大 川 智 之

書 記

池 上 大 貴

書 記

板 橋 一 生

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（高橋祐二君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第4回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○議長（高橋祐二君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、条例制定1件、条例改正8件、補正予算5件、諮問1件、議員発議3件であります。

議員派遣につきましては、お手元に配付いたしました議員派遣結果報告書のとおり、3件の派遣を行いました。

続いて、例月出納検査結果報告については、令和5年度7月分から9月分までが監査委員よりなされております。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長（高橋祐二君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

8番 森 議員

9番 川 田 議員

以上、2名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長（高橋祐二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から8日までの5日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から8日までの5日間と決定いたしました。



---

○一般質問

○議長（高橋祐二君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は一問一答方式で行います。

1番、金子議員の登壇を許可いたします。

1番、金子議員。

[1番（金子浩二君）登壇]

○1番（金子浩二君） 皆さん、おはようございます。議席番号1番、金子浩二です。議長より許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、本町における工業団地のあり方について質問いたします。現在東部地区には、まとまりのある、農業水利施設の整備等を行って生産性が向上した優良農地があります。農地は、食料生産の基盤としてのみではなく、自然、水、人、技術など多くの資源が存在しております。これらの資源によって、日々の食べ物が賄われたり、美しい景観や人々の交流が生まれたりします。これらを守り、農業の振興を図るため、様々な取組みが行われ、国としても積極的に応援されています。

そのような背景の中、本町では、第二工業団地、第三工業団地の造成、開発が進んでおり、本町における工業団地の必要性について荻野都市整備課長に質問いたします。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） ご質問にお答えします。

令和3年経済センサス活動調査結果の市町村別製造品出荷額等及び主要産業概況では、本町の令和2年の値が約1,800億円、これに対し、令和3年の市町村別農業産出額推計における千代田町の農業算出額は11億円となっております。また、産業別就業者人口では、令和2年国勢調査において、工業、建設業の第2次産業が2,199人だったのに対し、農林水産業の第1次産業では273人でした。

利根川がもたらす豊かな水を利用し、米麦を中心に農業を発展させてきた千代田町ですが、センサス関連結果から、町の税収、雇用面において、工業が占める割合は大きいと言えます。このような状況のため、新たな税収、雇用を生む企業を誘致することは、さらなる町の発展に大きく寄与するものと思われまます。

食糧確保、食文化の継承、生産者保護の観点から、農地の保護保全も重要であり、これまで一団の優良農地となっている場所に優先して工業団地を設けるのではなく、既に工業団地を形成している場所において、用地を集团的に拡張させることで、無秩序な立地に伴う地域の乱開発防止や周辺への環境配慮などを目的として進めております。今後も各産業の将来を見据えた施策を展開してまいりたいと思ひます。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 1番、金子議員。

○1番（金子浩二君） そうしますと、町の発展、税金の増収などを考えて行われているということですね。ありがとうございます。

本町では鞍掛工業団地と東部地区の千代田工業団地があります。また、新福寺の工場が建ち並んでいる場所は、市街化調整区域の中で地区計画を張り、地目変更も行いました。ほかに本町では、市街化調整区域に既に工場が建ち並んでいる場所があります。これらの工場を市街化区域に編入することについてどのように考えておりますか、荻野都市整備課長、お願いします。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） ご質問にお答えします。

本町におきましては、工業団地以外の場所に工場を建築できる用途地域はなく、基本的に工業団地以外に新規で工場を建築することはできません。このことにより、町内の市街化調整区域に立地している工場につきましては、調整区域に指定される以前のものなどが考えられます。これらの工場を建て替える場合、同一の敷地、同一の用途で、同様の規模、構造の建築物であれば建築することが可能ですが、それ以外の、例えば第三者の取得するものは建て替えなどはできません。

しかし、町が都市計画で定める地区計画の区域内におきましては、地区ごとに目標などを定めて地域特性を生かしたまちづくりを行うことを目的に、国土交通大臣の承認を得て、地区計画条例により用途規制を緩和することができることから、企業からの要望があった場合には、地区の地域特性を考慮しながら地区計画条例の策定を検討してまいります。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 1番、金子議員。

○1番（金子浩二君） まちづくりのために規制の緩和はできるということですね。ありがとうございます。

西部地区には、舞木と福島の間には広大な優良農地があります。近い将来、利根川新橋のルートも決まります。新橋に合わせて、道の駅などの商業施設、テーマパーク的な施設、また交通の便がよくなるため、工業団地や住宅団地なども考えられます。これからの西部地区の開発について、お考えをお聞かせください。荻野都市整備課長、お願いします。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） ご質問にお答えします。

西部地区は、今後の利根川新橋とそのアクセス道路の整備により、新たな人や物の流れが生まれる可能性のある地域と言えます。西部地区の利根川周辺には、赤岩渡船や家族連れに人気のなかさと公園といった観光施設があります。そういった既存の観光施設と一体的に利用し、楽しめるような施設ができれば、認知度も上がり、訪れた方が本町でお金を使っただけだと思います。

また、新橋などにより、県外からのアクセスが容易になる点から、救援物資の受入れ、分配など、災害対策を行う防災拠点としての機能を持った施設にも適した地域と考えます。このたびの新橋及び

アクセス道路の整備を契機として、第六次総合計画にある「共につくろう 人と自然が輝く 元気で活力あるまち ちよだ」を目指し、よりよい町となるよう進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 1番、金子議員。

○1番（金子浩二君） ありがとうございます。利根川新橋とのルートに合わせて開発や造成を行っていただき、町の活性化にぜひともつなげていただければと思います。

次の質問に移ります。感染症対策の一環として、こども園の使用済み紙おむつの取扱いについて質問いたします。現在本町のこども園の使用済み紙おむつは、どのような取扱いになっておりますか、久保田健康子ども課長、お願いします。

○議長（高橋祐二君） 久保田健康子ども課長。

○健康子ども課長（久保田新一君） では、ご質問にお答えいたします。

こども園における使用済み紙おむつの取扱いについてですが、現在は保育教諭が、使用済み紙おむつを園児ごとに分けたビニール袋にそれぞれ入れて保管をしております。その使用済み紙おむつが入ったビニール袋は、保護者に園児の健康状態を把握していただくため、保護者がお迎えに来たときに持ち帰っていただいております。

○議長（高橋祐二君） 1番、金子議員。

○1番（金子浩二君） ありがとうございます。紙おむつは、保護者の持ち帰りになっているとのことですが、きちんと袋に入れて密封しておけば、そこまで心配は要らないと言われる一方で、おむつが複数の人の手に触れるのは、感染症対策を考えると望ましくなく、持ち帰りもできる限り避けるべきだという意見もあります。子どもが触れないように、速やかに処分できればベストですが、おむつの持ち帰りによるメリットもないわけではないと思います。ですが、やはり保育士や保護者の負担、感染症の危険性などを考えると、こども園での処分ができたほうがいいのではないかと思います。

環境省は、2020年3月に、使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドラインを制定しました。使用済み紙おむつがリサイクルされて資源へと生まれ変われば、SDGsの持続可能な社会を実現できるのではないかと思います。久保田健康子ども課長、使用済み紙おむつのこども園での処分についてどうお考えですか。

○議長（高橋祐二君） 久保田健康子ども課長。

○健康子ども課長（久保田新一君） ご質問にお答えいたします。

使用済み紙おむつの処分につきましては、国から令和5年1月23日付で、保育所等における使用済み紙おむつの処分についてという通知が発出されており、保育所等において使用済み紙おむつの処分を行うことが推奨されております。使用済み紙おむつの持ち帰りをなくすことにより、保護者にとって持ち帰りの負担軽減につながるとともに、保育教諭にとっても、使用済み紙おむつを子どもごとに振り分ける必要がなくなるため、業務の負担軽減につながります。また、衛生面や感染症対策の観点

からも、先ほどの国からの通知を踏まえまして、今後こども園での使用済み紙おむつの処分を進めていきたいと考えております。

なお、園での処分に移行した後の園児の健康状態の把握につきましては、保育教諭から便の状態や回数などを保護者に伝えるなど、園児の健康状態を保護者と共有できるように努めていきたいと考えております。

園での使用済み紙おむつの処分に当たっては、一時的に園で使用済み紙おむつを保管する必要がありますが、保管場所の確保や衛生面の管理をする必要があるため、保管用の大型ごみ箱が必要となります。そのため、今回の町議会定例会におきまして上程されます、一般会計補正予算（第6号）に紙おむつ保管用ごみ箱の購入費を計上させていただきました。補正予算を議決していただきましたら、速やかにごみ箱を購入し、準備が整い次第、園での処分に移行したいと考えております。

なお、購入費につきましては、国の保育環境改善等事業を活用することが可能であるため、国及び県の補助を見込んでおります。

次に、園で保管する使用済み紙おむつの廃棄方法についてですが、現状では一般廃棄物として廃棄する予定となっております。現在使用済み紙おむつにつきましては、専門業者によりましてリサイクルの研究が進められており、実際にリサイクルが導入されている地域もございます。本町におきましても、今まで持ち帰って各家庭で廃棄されていた使用済みの紙おむつをこども園でまとめて廃棄することとなることから、せっかくの機会でありますので、リサイクルができないか、建設環境課と連携し、調査をしております。しかしながら、調査の結果、現時点では本町の周辺でリサイクルの対応ができる事業者が存在しないため、リサイクルのルートを確認することは難しいということが分かり、当面の間、一般廃棄物として処理を行う方針となりました。

使用済み紙おむつのリサイクルにつきましては、今後も建設環境課と連携し、リサイクルのルート確保に向けて調査を継続し、リサイクルに対応できる事業者が現れましたら、改めてリサイクルの導入について検討したいと考えております。

○議長（高橋祐二君） 1番、金子議員。

○1番（金子浩二君） 使用済み紙おむつの件については、既に今回の議会で補正予算化されているということで、もう既に考えられていることで、ありがとうございます。

それとあと、高齢者施設などでも、感染症対策のため、今まで必要ではなかったマスク、アルコール消毒液、ビニールエプロン、手袋などの消耗品が必須となっており、経営を圧迫していると聞きます。使用済み紙おむつは、ここでも一般廃棄物として業者に委託しているようですが、町から独自で補助などを出して、紙おむつのリサイクル、ごみの減量化を図ることについて、先ほどと同じ質問の繰り返しになってしまいますが、高田住民福祉課長、どう考えているか、よろしくお願いします。

○議長（高橋祐二君） 高田住民福祉課長。

○住民福祉課長（高田充之君） ご質問にお答えいたします。

町内の介護保健施設等では、感染症に対してハイリスクな高齢者の存在、また介助のため、人と人が接触する場面も多く、感染症対策は重要な課題の一つです。そのため、排せつ介助時には、手袋の着用、介助後の手洗い、消毒薬による手指衛生などを行い、使用済み紙おむつは、速やかにごみ袋にて一重もしくは二重で封入し、飛散、流出に注意の上、感染症リスクのあるものとして他の燃やすごみとは分別しています。その後は、施設により異なりますが、屋内または屋外の指定の保管場所にて保管後、外部委託業者により回収され、燃やすごみとして処分されています。そして、その手法は、感染対策マニュアルとして備えられ、従事者が実践しています。

SDGsの目標達成のための廃棄物としての紙おむつのリサイクルにつきましては、近郊に受け入れ施設がないことや地域でのリサイクルの体制が未整備であることから、現在行われておりません。しかしながら、国においては、使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドラインが策定され、紙おむつの再生利用は、循環型社会の構築、気候変動対策に寄与し得る重要な取組みとして、SDGsの達成への貢献につながるものとしています。

技術革新、意識改革が進むにつれ、分別リサイクル品目の増加や体制が構築されてきた現状からも、町として紙おむつのリサイクル体制が進展した際には、廃棄物処理費用の低減や企業価値の向上などの効果があることを含め、地域ニーズとして介護保健施設等に理解を求め、リサイクル推進を図っていきたいと考えております。

○議長（高橋祐二君） 1番、金子議員。

○1番（金子浩二君） ぜひ紙おむつのリサイクルを行っていただき、ごみの減量化を図り、住み続けるまちづくりを目指していただけたらと思います。ありがとうございます。

続きまして、高橋町長の政治姿勢について質問いたします。2期8年、最高責任者として本町のかじ取りを行っております。そのうち3年ほどは、通常では考えられないイレギュラーなコロナ感染症対策に追われてしまったと思います。

そこで、高橋町長は、どのようなことに重点を置いて政策を行ってきたのでしょうか。また、その政策は、実現に向けてどのくらい実行されてきたのでしょうか、高橋町長、お願いします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 改めまして、おはようございます。

早いもので2期の任期は、残すところ、あと3か月ぐらいとなりました。事あるごとにお話しさせていただいておりますが、私はふるさとのため、勇気と情熱を持って、町民目線で未来志向の町政を胸に刻みながら、町民の幸福と千代田町の発展のため町政運営に努めております。

私が、8年前の町長選に立候補した際、「公約は大変大事な約束です。私は、町民との契約書であると認識しています」と記述させていただきました。また、公約は、夢でなく、実現できることが、結果を残すことが大切であると考えております。今期の公約においては、工業団地や利根川新橋、企

業誘致、総合福祉センターと保健センターの複合化、行政サービスの向上、子育て支援、教育の充実、防災関係など、様々な公約を掲げて取り組んでおります。

どのくらい公約を実現できたとのことでありますが、個人的な主観も入ってしまうかもしれませんが、ご容赦ください。自分自身のことを評価することは非常に難しいことです。私が掲げた公約が実現できたかどうかを判断するのは、町民であると私は思っております。申し添えますが、今期の公約に掲げたことは、全て着手したり、完了したり、結果が出ております。

例えば私自身が公約を実現できたと評価したとしても、町民や町のためにならなければ、自己満足で終わってしまいます。夢を語るだけでは駄目なのです。ですので、公約というのは、実現のために向けて結果を残すのが公約だと私は思っております。例えば私自身が公約を実現したと評価したとしても、町民や町のためにならなければ、自己満足で終わってしまうのであります。

プロ野球選手、監督として名をはせた野村克也氏が、「その人間の価値や存在感は他人が決めるのである。人間は人の評価で生きている。自分の評価より他人が下した評価のほうが正しいのである」という明言を残しております。

先ほども述べましたが、公約を実現できたのか、できなかったのかを判断するのは、自分自身で評価することも重要だと思いますが、4年に1度ある選挙が行われることで、私の公約に対する評価が下されるものと私は思っております。ですから、選挙が無投票などで行われなかった場合、町民全体から、私の4年間の町政運営に対する評価が分からないのであります。

話がそれましたが、公約を実現することに当たり、議員各位や町民の皆様のご理解と職員の協力があって行うことができるわけでありまして、この場をお借りいたしまして感謝申し上げますとともに、引き続き町民の幸福や千代田町の発展のため、これからもオール千代田で、スピード感を持って町政運営に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 1番、金子議員。

○1番（金子浩二君） 町長の政策の評価は選挙をもって評価されるということで、また残りまだ3か月任期があります。この8年間でやり残したこと、まだ何かあるようでしたら高橋町長お願いします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） やり残したことという質問ですが、2期8年でやり残したことはありません。公約の全てにおいて、着手、完了をしております。その中で、現在事業の進行中または今後どのように事業を進めていくべきか模索している案件もあります。ご存じのとおり、都市計画道路の延伸部分や人口減少対策や移住定住の促進など、事業を進めていく中で様々な課題が発生し、職員と協議をしながら最適な方法を模索し、事業遂行に向けて取り組んでいるところであります。

事業を進める中で、全てが順調に進むわけではありません。特にこの任期において、新型コロナウイルス感染症が世界中で流行し、多くの方が亡くなる事態となりました。現在は5類に移行され、季節性インフルエンザと同じ対応方法となっております。皮膚から感染する病気でありましたので、細心の注意を払いながら事業を実施してまいりました。

その中で、GIGAスクール構想が急速に進み、小中学校へのタブレット配置や職員間の会議がリモートワークになるなど、働き方についても大きな変化がありました。また、感染症対策のため、飲食店を利用した会食がほぼなくなり、家で過ごす機会が増えたことで様々なところに影響を及ぼしました。家でお酒をたしなむ方が増えたことで、本町においては、ふるさと納税の返礼品のサントリービールが注目を集め、多くの方からご寄附をいただくことができました。ビール以外の返礼品についても、飛躍的に伸ばすことができいております。

その裏では、職員のたゆまぬ努力や苦勞があったことで、全国の皆様から30億を超えるお力添えを賜ることができたものと感謝しております。本年度ふるさと納税を原資とした総額1億円を使用させていただき、17事業を展開することができております。

これまでのことを申し上げさせていただきましたが、私の考えという種をまき、職員という土に浸透され、その中でおのおのが考え、千代田町の未来という「キ」を、樹木の樹です。樹を育てるため、そして強固な大木にするため、職員とともに力を合わせて町政運営に全身全霊を尽くしてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 1番、金子議員。

○1番（金子浩二君） 先ほど答弁された中に、やり残したことはない。ですが、継続中の事業はあるとのことですが、来年の3月、任期満了に伴う町長、町議会選挙が同時に行われます。本来ならここで、3期目を目指して挑戦する意向はありますかと質問する予定でしたが、既に皆さんも承知のように、先日の11月28日の上毛新聞に「千代田町長選、高橋氏出馬する意向を固め、近く正式表明する」と1面に掲載されました。まさにリアルタイムの質問です。

ここで改めて出馬する意向を固めた理由についてお聞かせください。高橋町長お願いします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議員が述べたように、先般、読売新聞、上毛新聞等々の新聞記事にもう記載されたとおりであります。意向を固めたというのが載っていたかなと思うのです。

これを決めた理由をということなのですが、先ほどの質問でもお話ししましたが、現在の任期中において、事業に着手しているものの、完了していない案件や新たに動き出そうとしている事業など様々あります。特に千代田町の長年の悲願であった利根川新橋については、利根川新橋建設促進期成同盟会の各首長様をはじめ歴代関係各位、そして新橋を架ける市民の会の熱量のおかげで、今年の5月に山本知事より建設着手の英断をいただくことができました。ようやくスタート地点で立った

わけであります。

私は、町民の幸福、千代田町の発展のため、やりたいことがたくさんあります。町民の皆様から3期目の挑戦を評価していただきましたが、今までの2期8年の公約をはじめとする私が行ってきた町政運営に対して、悪かった点などを振り返り、次に生かしてまいりたいと思っております。3期目の任期が、私にとって、千代田町においても重要な4年間になると私は思っております。

都市計画道路の延伸部分の開通や新たな都市計画道路の整備、ふれあいタウンちよだ内の商業用地の完売、新たな工業団地の検討、利根川新橋の早期着手、架橋、それに伴う周辺整備の調査研究、空き家対策、防災、防犯対策、子育て支援、小中学校の校舎建設等教育の強化、職員の人材育成など様々な課題があります。課題解決に向けて、議員各位や町民の皆様、職員の理解とご協力があるこそ、まちづくりができるものであります。引き続き最善な方法を模索し、一つ一つ丁寧、かつスピード感を持って町政運営に邁進してまいります。

この答弁が決意表明になるか分かりませんが、3期目の挑戦に向けた意気込みとさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋祐二君） 1番、金子議員。

○1番（金子浩二君） 今答弁いただいたように、3期目を目指すとのことですが、引き続き本町のかじ取りを行い、将来を見据えて、千代田に住んでよかったと感じられる、幸福度や満足度の向上に向けたまちづくりを推進していただきたいと思っております。また、私たちが改選が行われます。町長が言う両輪のごとく、行政、議会が一体となり、住みやすいまちづくりを目指す所存です。

これで一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（高橋祐二君） 以上で1番、金子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時41分）

---

再 開 （午前 9時42分）

○議長（高橋祐二君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

続いて、8番、森議員の登壇を許可いたします。

8番、森議員。

[8番（森 雅哉君）登壇]

○8番（森 雅哉君） 議席番号8番、森雅哉でございます。議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして質問させていただきます。

今回は川施餓鬼と花火についてです。コロナ禍で従来どおりのイベントができなかった中で、今年はやっと開催することができました。また、去年やおととしは、従来どおりのイベントができない中でも工夫をしながら、2キロメートルの幅の花火や特大2尺玉など、新たな発想で従来にない取組み



を実現して、それはいろいろな可能性を感じられることでもあったと思います。

本町のすばらしいイベントである川せがきと花火について、産業観光課長に幾つか質問をさせていただきます。以前、利根川水系連合総合水防演習の開催予定として利根川河川敷を整地しました。現在進入禁止になっている区域を含めると、かなり広い敷地となっています。その部分を来場者の駐車場として使用できるというような話が以前あったと思います。実際にその場所を使うとすると、車の乗り入れは、なかさと公園の側道から入れると思うのですが、それが実現すると、かなり利便性が増します。それについてのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 下山産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（下山智徳君） ご質問にお答えいたします。

本年8月18日に実施いたしました千代田の祭り・川せがきでは、整地した河川敷のうち祭り会場の東側、具体的には東毛砂利協同組合の占用地の東端付近から下流側に約500メートルまでの範囲を河川敷駐車場として活用しまして、約1,000台分の駐車スペースを確保いたしました。一方で、会場の西側、花火の打ち上げ地点からなかさと公園付近までの範囲につきましては、今回は駐車場としての活用を見送りました。

その理由といたしまして、この場所への進入路は、なかさと公園南側の坂路になりますが、この坂路は幅員が狭く、車両のすれ違いもできないことから、多数の車両が一斉に通行する場合、激しい渋滞となることが予想され、事故が発生する危険もございます。ほかにも駐車場及び進入路周辺の除草作業に要する費用、進入路周辺の道路の渋滞対策、駐車場及び周辺箇所の配置人員の確保など多くの課題がございます。

今回については、河川敷駐車場の利用率が7割程度であったことや車両の通行にも特に問題が生じなかったため、次回も同様の形態を基本といたしまして、関係者と今後協議をまいります。

○議長（高橋祐二君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。あちらを駐車場にしても、それほど入らない状況だということで、将来的にたくさん人が来るようなことを見越して、拡幅工事とか、そういうのも引き続き検討していただければと思います。

次の質問に移ります。花火が終わって帰る人が多くいましたが、赤岩の信号の西側といいますか、山川酒造さん側の道、足利千代田線ですが、そこに行くために、土手から突っ切っていく方々がいます。更地になっていますが、私有地だと思います。それについては特に問題はないのでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 下山産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（下山智徳君） ご質問にお答えいたします。

川せがき終了時に、来場者が一斉に退場する際に、混雑を避けようとして、本来の通路からそれて、周辺の私有地に侵入をすることがないように、周辺に進入防止用のロープを張るとともに、警備スタッフを配置して対策をしております。しかし、誰か一人でも通路以外の場所を歩き出すと、雪崩を打っ

たように人の流れができてしまい、数人の警備スタッフのみでは制御できない状況となってしまいます。今回の事態を受けまして、既に反省会等において、大泉警察署等の関係機関と意見交換を行っておりますが、次回開催に向けて有効な対策を今後検討してまいります。

○議長（高橋祐二君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。なかなか難しい問題だとは思いますが、引き続きご検討のほうをよろしく願いいたします。

次の質問です。8月18日の花火は、近隣でも有名で、利根川を挟んだ向こう側、埼玉県側でも見学者が集まっています。本町のイベントなので、埼玉県に配慮することはないのかもしれませんが、見学者の安全などに対する配慮は特に考えなくてもよいのでしょうか。また、それを含めて、熊谷市と連携をしたり、花火の費用の一部負担などの相談は可能でしょうか。

ちなみに本年度は、刀水橋花火大会で、太田市、熊谷市、大泉町が合同開催をしました。本町でも川せがきと花火を熊谷市と連携してもよいのではないかと思います。もしかすると、過去に断られたり、千代田町だけのイベントとして行いたいという思いもあるかもしれません。そういうことがあるのかどうかも教えていただきたいので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 下山産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（下山智徳君） ご質問にお答えいたします。

対岸の埼玉県側につきましては、川せがきの実施に当たりまして、町が行っている河川法に基づく一時占用の範囲外となっておりますので、祭りの会場ではありませんので、実施委員会としての当該箇所の安全対策を行う予定はございません。

また、川せがきの実施における熊谷市との連携につきましては、例年8月中旬に、熊谷市内の荒川河川敷において同市主催の花火大会が実施されておりますので、熊谷市が連携して花火を打ち上げたり、開催費用の一部を負担したりすることについては、実際には難しいのではないかとこのように考えております。

○議長（高橋祐二君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。

実際たくさんの方が向こう側にいらっしゃるので、やはり何か安全対策とか、あるいはどうせたくさん人が来るのであれば、それを見越した整備なども進めることを熊谷市側とお話をされてもいいのではないかなと思っておりますので、もし機会があればよろしく願いいたします。

次の質問です。今の高橋議長が以前の議長だったときに、議員に声がかかって、川せがきの翌日にごみ拾いに行きました。かなりの量があって結構大変でした。現在、翌日の清掃活動はどういう状況かを教えていただきたいと思います。町の職員が総出で行おうとすると、役場の業務が手薄になってしまいます。それなので、清掃に関してはボランティアを頼んでいるのか、あるいは業者への委託も行っているのか、あるいは特に問題はない状況なのかについて教えていただけますでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 下山産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（下山智徳君） ご質問にお答えいたします。

川せがき実施翌日の会場のごみ拾いにつきましては、翌日の後片づけの作業とともに町職員が行っておりまして、町商工会や社会福祉協議会の職員の方々にもご協力をいただいております。ごみの回収につきましては、業者が行っておりますが、ごみ拾いの作業自体は、作業員の派遣依頼や業務委託はしておらず、また現状の人員体制で十分対応できていることから、現状においては外注等の対応をする予定はございません。

○議長（高橋祐二君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。現状で特に問題はないということですので、そのまま進めていただいて大丈夫かなと思います。

次の質問です。昨年2キロメートルにわたる花火は大変好評でした。あれは、川を利用しないといけないのだと認識しております。来年度以降で、再びあのような広い範囲での花火を行う予定はありますでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 下山産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（下山智徳君） ご質問にお答えいたします。

新型コロナの早期収束祈願と地域住民へのエールを目的として昨年実施いたしました、全長2キロ希望の花火では、町内外の多くの皆様から大変ご好評をいただくことができました。花火を打ち上げる際は、花火打ち上げ場所から観客や付近の建物まで、花火玉の大きさに合わせて確保すべき保安距離が定められておりますので、人の立入りが制限されます。前回はコロナ禍で、無観客であったため、結果としてこの打ち上げ方が実現できましたが、河川敷に観客がいる状況では保安距離が確保できないため、実施することができません。

昨年花火が好評だったこともあり、実施委員会の委員からも、またやってほしいという意見がありました。こうした事情を踏まえまして協議いたしました結果、今回は従来花火の形式で実施する方向となった経緯がございます。会場内に観客がいる状態でも保安距離が確保できるのであれば、2キロの花火の実施を再度検討する余地も出てくるかと思いますが、現状では法規制や費用の面で実現が困難であることから、現状といたしましては実施の予定はございません。

○議長（高橋祐二君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。安全面から、なかなか開催が難しいということですので、その辺考慮しながら、ぜひまた見てみたいと思います。

次の質問です。おとしの特大2尺玉も、とても好評でした。音が大き過ぎて怖かったという声もありましたが、遠くでも見ることができて、町外の方々の中でも話題になっていました。これは、クラウドファンディングで資金を集めたという経緯がありますので、予算的に実現できるのかどうかは分かりませんが、再び行う予定はありますでしょうか。

ちなみに近い将来では、NFTの発行によって資金集めも行われると思います。クラウドファンディングのようにユーティリティーをつけることもできますし、通行証として使うことができます。今のところは、ミントとかウォレットという言葉もまだ一般的ではありませんので、NFTはまだかもしれませんが、クラウドファンディングを含めて資金調達を行うことも視野に入れながら、特大2尺玉の可能性についてもお聞かせいただければと思います。

○議長（高橋祐二君） 下山産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（下山智徳君） ご質問にお答えいたします。

令和3年度に実施いたしました、希望の特大2尺玉花火プロジェクトにつきましては、当時2連続で川せがきの花火が中止となっていたほか、主要なイベントの多くが中止となっておりました。このため、新型コロナの早期収束祈願と地域住民へのエールを目的といたしまして、クラウドファンディングによる支援金や寄附金を募りまして、特大2尺玉を含む打ち上げ花火を実施いたしました。

2尺玉花火につきましては、地域の皆様だけではなく、多くの方々からご好評をいただいておりますが、同様の手法による打ち上げ花火を実施する予定は、今のところはありません。

○議長（高橋祐二君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。2尺玉もやはりすごくよくて、長岡の花火とまでは言いませんけれども、群馬県内で話題になるような、そういう花火にもちょっと期待をさせていただいております。

次の質問です。川せがきの灯籠流しは、夜の川の上を流れている灯籠がとてもきれいです。その数量を増やすとか、灯籠を流すまでのプロセスに多くの人を参加させるなど、規模を拡大して大々的なイベントとすることや、花火の打ち上げ時間を長くしたり、花火を多くすることについてはいかがでしょうか。また、メッセージ花火は結構盛り上がりまして、費用も出していただけるので、復活してもよいのではないかと考えています。それを含めてご回答をお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 下山産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（下山智徳君） ご質問にお答えいたします。

これまでつないできた伝統を大切にしながらも、来場者の満足度向上と、更なる川せがきの魅力発信を図るためには、灯籠流しや打ち上げ花火など、内容の拡充が不可欠であるというご意見は実施委員会においても出ております。ただし、内容の拡充や規模の拡大には、さらなる財源の確保が必須であり、加えて物価高騰によるコスト増の影響も生じている中で、実施委員会として、どのように追加財源を確保するのかが大きな課題となっております。また、町内企業をはじめとする地域の皆様にも、今以上のご支援をお願いすることにもなりますので、寄附金以外にも継続的に財源が確保できる手法を模索してまいります。その上で、花火の規模拡大やメッセージ花火の復活を含めて、花火がより一層盛り上がるような企画につきましても、実施委員会において検討できればと考えております。

○議長（高橋祐二君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。予算の問題等いろいろあると思いますけれども、寄附の募り方についても、またいろいろ考えていただければと思います。

最後に、高橋町長にお尋ねいたします。平成28年、西暦では2016年の9月議会でも、川せがきと花火についてお聞きしました。7年前の私の初めての一般質問です。そのときには、140年の伝統のある祭りですので、時代の変化とともに、やり方も変化をさせながら行っていく必要があるということと、近隣の市や町だけではなく、更に遠方へ向けた情報発信を行い、千代田町へ足を運んでいただける中で、就職や移住を考えてもらえる足がかりの一つとして、川せがきや灯籠流し、花火を実施、またふるさと納税の返礼として、8月18日の川せがきとのコラボやメディア戦略等々も考えることが大切ということでした。貴重な組合せの伝統のある祭りである川せがきを十分に活用することで、千代田町を全国に発信し、知名度を上げていきたいということもおっしゃってありました。

その後、コロナ禍の中でも続けることができ、花火も話題性のあるものが実行されました。クオリティーの高い動画が熊谷の映画館で上映させるなど、今までにないPR活動もありました。また、バスツアーや専用シートなど新たなアイデアにも取り組まれてきました。

そこで、川せがきと花火について、今後の展望やPRの強化などについてのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 千代田の祭り・川せがきは、地域の皆様の厚いご理解、ご協力をいただきながら、これまで150年の伝統をつないでまいりました。近年の来場者数も年々増加傾向にあり、コロナ禍以降では、2キロの花火などの創意工夫が、各種メディアやSNS等でも話題になるほど広く注目を集めております。

なお、町のPRのため昨年制作いたしました川せがきの特別映像については、関係者の皆様のご協力によりまして、日本国際観光映像祭において優秀作品賞を受賞いたしました。また、この映像作成を含む町の観光PRへの取組みが評価され、群馬県観光物産国際協会主催の2023観光物産優良事例表彰として、ベストプロジェクトオブ群馬も受賞することができました。また、今回、前橋、高崎にお住まいの方を対象として、旅行会社主催の川せがきバスツアーを4年ぶりに実施いたしましたが、発売開始後すぐに完売となりました。町外の方にも高い関心を持っていただいているものと感じております。

今後も町が誇るイベントとして地元の皆様に愛させる川せがきを継続しながら、伝統のみならず、新たな創意工夫もバランスよく融合した内容を目指すとともに、町民一体感と町外に向けた話題性の醸成に、関係者皆様とともに取り組んでいきたいと考えております。

議員が述べられたように、2016年に議員が一番最初に質問したのが、たしか私も記憶にあります。川せがきに関する件だったと思うのですが、私は思うのですが、いろんないかなること

があって、今回3年、4年前からコロナ、この150年続く川せがきをそこで打切るわけにいかない。ですので、職員の皆さんといろいろ相談しながら、これは伝統ある灯籠流しは続けていこうと。それをやりながら、花火は、では日にちを変えてやっていこうと。来場者がいない中でできることは何であると。それが2尺玉の花火とか、普通では上げられないのです、2尺玉の花火は。そこで、いろいろ職員が知恵を絞りながら、では場所はここでやっていこうではないかと。警察、消防等の関係もありますけれども、その裏では、そういう工夫、努力をしながら、2か所の花火に、2尺玉にもつなげていくわけです。

また更に、2キロの花火においても、何かをやるのではないかと、職員が。そういう気持ちを持っている職員も多いですから、それを2キロの花火に結びつけていたり、常に変化を求めながら、川せがきだけではありませんけれども、伝統で培われたことは継承しながらやっていくのが当然なのですけれども、その中でいろいろ、それを、刺激、変化等々を求めながら、皆さんで相談しながら、創意工夫しながらやっていくのが一番いいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。コロナ禍の厳しい中でも継続できたということは、本当に素晴らしいことだと思います。先ほど3期目の町長の意気込みの課題の中に、川せがきや花火の話がなかったような気もするのですけれども、先ほど課長のほうから、予算がないという話もありましたので、ぜひ花火のほうを課題の一つと捉えていただいて、予算の検討などもお願いできればと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（高橋祐二君） 以上で8番、森議員の一般質問を終わりにします。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時05分）

---

再 開 （午前10時20分）

○議長（高橋祐二君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、3番、原口議員の登壇を許可いたします。

3番、原口議員。

[3番（原口 剛君）登壇]

○3番（原口 剛君） おはようございます。議席番号3番、原口です。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

今回の質問内容ですが、有害鳥獣の現状と対策及び今後の対応について伺いたしたいと思います。有害鳥獣とは、農林業の食害や人身等に被害を及ぼす鳥獣のことを指し、本町では、ニホンザル、イノシ

シ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、カラス、カモ類を対象としています。有害鳥獣という範囲が広いので、鳥を除き、獣害についての質問とさせていただきます、獣害の中でも外来生物であるハクビシンとアライグマに絞って質問させていただきます。

外来生物とは、もともとその地域にいなかった生物が、人間の活動によって、ほかの地域から入ってきたことを指します。ハクビシンの特徴としましては、見た目の特徴として、ハクビシンという名のとおり、顔の中心部の鼻から額にかけて白い線があるのが特徴です。体が軽く、木登りが得意で、電線を渡って移動することもあります。屋根裏の断熱性や雨風をしのげる環境を好み、子育てに適した場所だと認識しているため、空き家を好んですみかとしている害獣です。雑食性で小動物や果樹などを食べます。

アライグマの特徴としましては、タヌキとよく間違われますが、見た目の特徴として、目の周りの黒いマスク模様と尻尾に黒い縞模様があるのが特徴です。雑食性で何でも食べます。手先が器用で、スイカなど穴を開けて、中身だけを上手にくり抜いて食べます。空き家に巣を作って子どもを産み、数がどんどん増えていきます。また、小さな隙間から民家や倉庫、神社に進入して、屋根裏などにすみ着くことがよくあります。アライグマは、見た目に反して気性が荒く、凶暴とも言われています。というのが、外来生物ハクビシンとアライグマの特徴となります。

質問の内容に入らせていただきます。1、有害鳥獣の現状について、千代田町では鳥獣被害防止計画①で、被害軽減目標としまして、令和元年度ですと、被害程度が少ないため不明。目標値は、令和元年度に比べて令和5年度ということで書いてあります。被害が現状以上発生しないよう、農作物や残渣の適正処理の推進に取り組むとも記載されています。

②として、従来講じてきた被害防止策、ハクビシン、アライグマについては、箱わなによる捕獲を実施している。課題として、繁殖の強さから、今後被害の拡大が懸念される。

③として、今後の取組み方針、農作物や残渣の適正処理を推進し、野生動物の繁殖を抑制する環境づくりを進める。町内全域で農作物に被害が散見されているため、必要に応じて隣接する市町と協力し、広域的な駆除に取り組むと記載されていますが、現状の実施状況、結果及び課題等を産業観光課長に伺いたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 下山産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（下山智徳君） それでは、ご質問にお答えいたします。

本町における有害鳥獣対策の実施状況といたしましては、獣害対策として、以前から捕獲用の箱わなの貸出しを行っておりましたが、令和3年度からは、箱わなの設置及び回収、捕獲した鳥獣の処分に係る業務を行う資格を有する団体に、業務を委託して実施をしております。

結果といたしましては、箱わなを設置しても必ず捕獲できるとは限りませんが、捕獲した件数としては年々増加している状況でございます。被害の状況につきましては、町で把握している限りでは、出荷用の農作物への被害は比較的少なく、自家消費用の作物に対する被害が中心という状況かと考え

ております。

課題といたしましては、現状は作物等に被害が生じた場合に、町民から依頼に応じて、箱わなを設置して捕獲を試みるというような対策を取っておりますが、捕獲件数が年々増えている状況から、有害鳥獣の生息数も増えているものと思われまますので、繁殖力が高い動物に対して、より効果的、効率的な対策を講じていく必要があるというふうに考えております。

○議長（高橋祐二君） 3番、原口議員。

○3番（原口 剛君） 今後の取組み方針のところでは書かれています、必要に応じて近隣市町と協力するということなのではすけれども、そのところをちょっと具体的に教えていただきたいのですけれども。

○議長（高橋祐二君） 下山産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（下山智徳君） お答えいたします。

隣接する市町という部分でございますが、基本的には陸続きで隣接する市町というふうに考えておりますが、被害発生の原因が対岸に由来するなど、その状況が確認されれば、行田市や熊谷市など対岸側の自治体を含めた広域的な対策も取る必要があると、可能性としてはそのようなことも含めるといふふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 3番、原口議員。

○3番（原口 剛君） ありがとうございます。では、次の質問に移らせていただきます。

獣害対策の考え方について確認させていただきたいと思っております。1つ目に、獣害対策の前提として、野生動物は民法上、無主物、誰の所有物でもないにつき、自然災害扱いになると私は考えていますので、住民による自助、地域による共助、行政による公助が獣害対策の主体ということになると考えます。獣害対策は、環境整備、防護柵、捕獲を全て実施することで最大限の効果が発揮できるものと考えます。本町では、捕獲については、箱わなの貸出しを行っていますが、これは住民自助に当たるかと思っておりますので、過去5年間のハクビシンとアライグマの捕獲数を産業観光課長にお答えいただきたいと思っております。

○議長（高橋祐二君） 下山産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（下山智徳君） ご質問にお答えいたします。

過去5年間におけるハクビシン及びアライグマの捕獲数でございますが、まずハクビシンにつきましては、平成30年度が1匹、令和元年度と次の2年度がそれぞれ5匹、令和3年度が6匹、令和4年度が19匹となっております、5年間の合計では36匹という状況でございます。

また、アライグマにつきましては、平成30年度が5匹、令和元年度が11匹、令和2年度が9匹、令和3年度が14匹、令和4年度が13匹となっております、5年間の合計は52匹となっております。

そのほか、主にタヌキなどが5年間で計57匹捕獲されておまして、全体の捕獲数は5年間で計



145匹という状況でございます。

○議長（高橋祐二君） 3番、原口議員。

○3番（原口 剛君） それは、アライグマとハクビシンは、多分決算資料から下山課長が返答されたかと思うのですけれども、群馬県のホームページを見ますと、平成30年度、ハクビシンはゼロ匹、令和元年度、ゼロ匹で、令和2年度が5匹、令和3年度が1匹と記載されています。アライグマにつきましては、平成30年度、ゼロ、令和元年度、ゼロ、令和2年度、8匹、令和3年度、10匹と数字がちょっと違うのですけれども、なぜこの数字が違うのか教えてください。

○議長（高橋祐二君） 下山産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（下山智徳君） ご質問にお答えいたします。

群馬県の統計情報提供システムが公表されているデータと町のデータの差異がある部分についてということですが、これに関しては、県が公表されている数字に関しましては、各年度の速報値ということで数値が掲載されておりますので、調査の段階で集計されていない、あるいは誤差がある部分がございますので、結果として公表された数値に若干の誤差が生じる場合がございます。町としての確定値といたしましては、決算資料に掲載している捕獲数が確定の捕獲数ということでございます。

○議長（高橋祐二君） 3番、原口議員。

○3番（原口 剛君） 関連質問になるのですけれども、11月の末に下中森で、タヌキが瀕死状態で、道路とか民家に進入して、その住民の方が役場のほうに連絡しました。そのときの対応としまして、瀕死の状態、もし死んだ場合、可燃物でステーションに出してくださいというような話も伺ったのですけれども、このことについて、私は駄目だと思うのです、動物愛護法上。その辺の見解について、どなたでも結構ですので、お答えをお願いします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） タヌキが下中森に出没したと。それを役場のほうに連絡を入れて、その対応のことですよね。

皆さんに先日お示したように、私も住民から幾つか聞いているのです。例えばアライグマが出没したよと。蛇が出没したよと。今言うようにタヌキが出没したと。これを行政のほうに連絡を入れますと、行政のほうは、それはこちらの課ではないよというのが多分今まで幾つかあったと思うのです。それを来年度から一元化、この間皆さんに全協でお示したように、エコ環境係というのを来年度から窓口にしまして、そこで例えば有害鳥獣もそうですけれども、そのほかの例えば草が繁茂しているところ、市街化区域、調整区域、これの仕分もあるわけです。町民はそれは分からないわけです。ですので、窓口は一つにして、それを我々の行政のほうで、エコ環境係、そこを窓口にして、内部でそれを振り分けていこうという形で来年から進めていきたいなと考えています。ですので、その辺を含めた中で、これも環境なのですけれども、そんな方向で来年から進めていきたいなと考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 3番、原口議員。

○3番（原口 剛君） 高橋町長に今お答えいただいたのですけれども、小動物の死骸を可燃ごみとして、ごみステーションに出してもいいような発言をされたと伺ったのです。そこの考えです。もし死骸があった場合は、役場として、さっき下山課長が言ったように、外部業者に頼んで回収するという回答だったらいいのですけれども、ごみ袋に入れてステーションに出してくださいという話を聞いたので、これは非常にまずいなというところで通告書にない質問をさせていただいたのですけれども、その辺を今後、死体とか死骸が発見されたとか、あった場合は、業者に依頼して回収するような形でお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

次の質問に入らせていただきます。獣害対策には環境整備が必要と私は考えています。ここからは行政による公助について伺いたいと思います。環境整備とは、獣にとって餌場、隠れ家、通り道と言われています。獣の餌場や隠れ家をなくすことを重要と考えます。獣の隠れ家というと、雑木林や空き地等を思い浮かべますが、最近は空き家になっている建物に獣がすみ着いているという話をよく耳にいたします。

そこで、1つ目の質問で、隠れ家対策についての考えを産業観光課長と都市整備課長に伺いたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 下山産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（下山智徳君） ご質問にお答えいたします。

雑草地、雑木林の管理につきましては、土地の所有者の責任で行っていただくことが原則となっておりますので、私有地については土地の所有者に適正管理をお願いすることになります。土地の所有者の方から、ご自分での管理が難しいなどの相談が寄せられた場合は、町のシルバー人材センターや町内の業者と連絡を取りまして、除草や雑木伐採等の作業を依頼していただくようにご案内をいたしております。

なお、空き家に関する質問につきましては、都市整備課所管となりますので、都市整備課長からお答えをさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） ご質問にお答えします。

空き家問題につきましては、全国的な問題になりつつあり、様々な事情から管理不全に陥った物件は、その近隣にも影響を及ぼす可能性があります。本町におきましては、まずは管理不全にならないよう、空き家の所有者、管理者に対し、書面で啓発を行っております。具体的には、固定資産税の納付通知書に、空き家管理の徹底、空き家バンク制度などを記載した書面を同封して発送しております。また、空き家関連記事を町のホームページには常時、町広報紙にも年数回掲載し、空き家問題に対する意識高揚を図っております。今月の12月号の広報にも、空き家管理の徹底についても掲載しており

ます。

続いて、管理が不十分な空き家対策に対しては、所有者、管理者を調査し、その方に直接通知を送り、改善するよう求めています。一度で改善される場合もあれば、複数回連絡して、ようやく対応していただける場合もあります。空き家の管理についての相談を受けた場合には、先ほど産業観光課長が述べたように、町は町社会福祉協議会と空き家等の適切な管理の推進に関する協定を締結していることから、千代田町シルバー人材センターを紹介しております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 3番、原口議員。

○3番（原口 剛君） 空き家対策に関しましては、先月の11月5日、上毛新聞にも、空き家対策で持ち主が非常に苦勞して、10年以上空き家になると、獣とか、いろいろ問題が起きますよということが載っていました。

そこで、いろいろ自分なりに調べてみましたら、どうも群馬県で、前橋市とか大泉町で、空き家対策に対する管理というか、やり方がいいなというのがありましたので、ちょっとここで紹介して、荻野都市整備課長の見解を伺いたいのですけれども。

前橋市とか大泉町は、ふるさと納税に空き家対策の管理をのせています。なぜそこをのせるかというところを自分なりに考えますと、空き家になっている所有者、管理者というのが遠方にいますので、その人たちが、通知が来ても、遠方から空き家に来るとというのがなかなか時間的に取れないのかなというところで、ふるさと納税の中に空き家の見守りという項目を入れて、管理をシルバーとか福祉協議会のほうに委託して、そこで何か問題があった場合はフィードバックして、雑草の草刈りとか、そういう感じで、空き家になかなかすみ着けないような施策を取っていますけれども、これらについて都市整備課長はどのようなお考えを持ちますか。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） ふるさと納税を活用したというところで、返礼品という形はどうかということだと思えるのですけれども、今空き家問題については、実は近隣市町村と、先ほど前橋市、大泉町さんと出たのですけれども、西邑楽3町の千代田町、邑楽町、そして大泉町の3町と連携して、3町の空き家対策の協議会を年2回実施しております。その中で、いろんなその町の悩み事というか、やはり問題が共有される部分があって、やっぱり所有者とか、その辺がもしも遠方に、管理者も遠方にいることから、なかなかこちらに来て対応ができないという中で、そういったふるさと納税で管理をという、原口議員さんのほうのそういったご意見がありましたので、今後また協議会のほうで、その辺のテーマを共有して、それがいい感じでいけば、うちの町としても、そういった担当課と相談しながら、よいものは採用していきたいと思えます。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 3番、原口議員。

○3番（原口 剛君） ありがとうございます。では、次の質問に移らせていただきます。

隣町の明和町では、例年1月下旬から2月上旬にかけて、利根川の河川敷の野焼きを行っています。野焼きを行うことは、枯れ草火災の未然防止と獣の対策を兼ねて実施していると聞いています。自分のほうで館林地区消防組合の火災予防条例を調べまして、第24条1項に、空き地の所有者、管理者または占有者、当該空き地の枯れ草等の燃焼のおそれのある物件の除去、その他火災予防上必要な措置を講じなければならないと記載されていることを確認しました。これを館林地区消防組合のほうに見解として確認したところ、館林地区消防組合は、空き地とは、住民が居住している隣接部を指し、空き地に枯れ草等の燃焼のおそれがあることを指しますよという見解でした。そういう見解であります。

また、本町でも過去に、この条例を使って野焼きを行っていたことがあると聞いていますので、総務課長に、火災予防条例第24条1項についての見解を伺いたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 宗川総務課長。

○総務課長（宗川正樹君） それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。

館林地区消防組合火災予防条例につきましては、昭和45年9月に公布された条例でありまして、第24条第1項については、空き地の所有者、管理者または占有者が、当該空き地の枯れ草等の燃焼のおそれのある物件の除去、その他火災予防上必要な措置を講じなければならないというふうになっております。

第24条第1項の見解については、まず空き地をどう捉えるかということになるかと思えます。町の見解といたしましては、住民が居住している隣接部を指し、枯れ草等の燃焼のおそれがある場所ということで認識をしております。先ほど河川敷、明和町で野焼きをやっているということでありましたので、この河川敷については、この空き地には該当しないというふうに考えております。

また、当該空き地の枯れ草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならないという記載もありますが、この見解としては、枯れ草等を燃やして除去するのではなく、定期的な草刈りや燃えやすい物を置かないようにするということと捉えております。

過去に、本町においても利根川河川敷において野焼きを行っていた経緯が確かにございますが、その当時に、野焼きが原因で住宅火災が発生した経緯があること、また野焼きにより生じる灰についての苦情が多数あったことから、それ以降の実施をしておりません。今後についても同様の考えとなります。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 3番、原口議員。

○3番（原口 剛君） ありがとうございます。では、枯れ草が繁茂というか、多くなった場合は、その草の除去をするという見解で捉えてよろしいでしょうか。

それとあともう一つ、私は、野焼きは難しいのだろうなというふうな考えもありまして、例えば年に数回利根大堰水門を開けて、そこの獣の隠れ家、すみかというのを除去する方法もあるかと思いま

すので、その辺も一度検討していただきたいと思います。

次の質問ですけれども、獣害対策でも、住民と行政が一体となって行うことで、被害の軽減、抑止され、安心安全な住環境になるかと考えます。今までの質問とか答弁を踏まえまして、高橋町長の考えと見解を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 本町におきましては、農産物に対する食害等の被害は、山間部などと比較して小規模であることから、費用対効果に鑑みて、現状以上の対策を取ることは、今のところは考えておりません。しかしながら、今後被害が拡大した際に、実効性のある対策が取れるよう、ほかの自治体で効果が上がっている対策に関する情報の収集や調査研究を進めてまいりたいと考えております。

また、議員がおっしゃるように、自助、共助、公助、つまり行政だけでなく、地域住民も一体となって取り組むことで、より効果的な対策となりますので、地域や家庭でできる対策に関する情報提供や普及にも取り組んでまいります。

議員が先ほど述べたように、まだ千代田町は熊は出没していません、アライグマは出没しているのですけれども。先日、猿も千代田町で目撃されております。そのようなあれば、町民と一体になっていろいろな対策を、何が一番ベストなのかということも含めて、皆さんの意見、町民の意見も含めた中で、いろいろな対策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 3番、原口議員。

○3番（原口 剛君） ありがとうございます。これからは住民が安心して生活できる住環境が大切だと思います。それによって、安全な千代田町になるかと思っておりますので、これからはより一層近隣市町との連絡を密にして、獣害対策の効果を最大限に上げていただきたいと思っております。

これで、議席番号3番、原口の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（高橋祐二君） 以上で3番、原口議員の一般質問を終わります。

5番、酒巻議員の登壇を許可いたします。

5番、酒巻議員。

[5番（酒巻広明君）登壇]

○5番（酒巻広明君） 議席番号5番、酒巻です。議長から登壇の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

私のほうからの一般質問でございますが、先ほども荻野課長からもお話が出てきましたが、「共に つくろう 人と自然が輝く 元気で活力あるまち ちよだ」についてという形になっております。これは本町の第六次総合計画の表紙にもあります、町の未来像という形になっております。私のほうからは、第六次総合計画の部分も含め、中心にお話をしていきたいなというふうに考えております。

この第六次総合計画ではございますが、令和3年度から令和10年度までの8年間の計画という形で、間もなく中間の期間になろうかとしております。そういった中で、重要課題として、人口減少社会に対応したまちづくりを重点施策というような形とともに、SDGsの17の項目を基本計画に関連づけ、その達成に向けて貢献するというので取り組んでいるのかなというふうに思います。

本町の10年後、20年後を思い描いて、官民が連携し協力し合って、千代田に住んでよかった、住みたいまちづくりに取り組んでいるのかなというふうにも思っております。

また、一番初めに金子議員からの一般質問にもありました。町長のほうも各施策をやっていて、道半ばという部分も多々あるという部分も踏まえながら、持続可能なまちづくりに関して、やはり総合計画というのは重要なものなのかなというふうにも認識しておりますし、議員のほうも先日浜松市のほうに視察に行かせていただきましたが、そちらでも総合計画を中心に、浜松市のほうも人口減少対策、人口増に向けてというような形で取り組んでいることも改めて勉強をさせていただきました。

そんな中で、今年度に関しましては、令和4年度のふるさと納税が30億を超えたという部分も踏まえながら、令和5年度からは、ふるさと納税を原資とした施策、特に子育て支援に第一歩を踏み出したのかなというふうな部分、さらなる第一歩を踏み出した施策が17事業ですか、展開されてきているかなというふうにも思います。その辺も踏まえながら、幾つか私のほうから質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、初めの質問でございますが、高齢者福祉タクシー事業についてお伺いさせていただきたいと思っております。この事業に関しましては、本町だけではなく、近隣の市町も含め、事業化が進められ、高齢者の新たな移動手段という形の補助事業として、大変喜ばれている事業なのかなというふうにも思っております。実際町民の方からの声を聞いても、やはり助かるよ、よかったよという声は非常に多く伺っております。そんな中でも、本町に関しましては、買物チケットと乗り物チケットという形で2種類あるよという話も伺っておりますし、買物チケットは非常に使いやすくて、すぐ使ってしまったよなどという声も多々聞いております。

そういった中で、ただ乗り物チケットに関しまして、千代田町はタクシーの業者がもともとないものですから、タクシーに乗り慣れていないという方も多くて、近距離のところをわざわざ町外から来てもらって頼むのはちょっと申し訳ないよというような声も聞かれたりとか、あとは乗り慣れていない部分で、費用の部分なんかもちよっと心配されている方なんか声も聞こえたりとかしております。新たな施策として私も、やはり高齢者になりますと交通、移動手段というのが心配になられる方が非常に多くいるのかなというふうに思います。

そういった部分では、いい施策という部分でもありますが、今後利用者の利便性の向上という部分を含めながら、利用に関しての考え方についてお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 福祉タクシー事業についてということですが、今年度高齢者等生活支援事業として、世帯全員が自動車を保有していない世帯に属する方で、75歳以上のみの世帯や身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方、療育手帳A表示の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方、免許返納された方等を対象に、1枚500円の福祉タクシー利用券40枚及びタクシー利用券、買物利用券共通券8枚を交付しております。

本事業は、在宅において日常生活に必要な交通の便または買物機会が確保されていない方が、タクシーの利用に要した経費または移動販売において買物に要した経費の一部を助成することにより、対象者の社会生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的としております。1回の乗車につき3枚まで使用できるものであります。

申請者数は、令和5年11月10日現在で81件となっております。多くの方にご利用いただいております。一部の方から1度に使える枚数を増やしてほしいとの声も聞かれますが、本事業は年間を通して安定的に移動支援を行えるよう一部助成を行っております。また、過去に同様の事業を実施した際、申請者本人以外の方が使用するという事案が発生したことから、不正利用防止の観点からも、現時点で利用枚数の変更は考えておりません。

町内の移動支援としては、タクシー利用券のほか、社会福祉協議会において無料の町内送迎サービスや買物ツアーを行っていることから、必要な方に合わせて利用いただけるよう案内しております。

また、2世帯、3世帯であっても世帯全員が自動車を保有していない場合や保有している場合でも特別な事情がある場合は、対象とさせていただく場合がありますので、まずは地域包括支援センターまでご相談いただければと思います。今後も町民の皆様のご意見を伺いながら、本事業がよりよいものとなるよう検討してまいりたいと考えております。

本年度から福祉タクシー券は始めたのですが、今から数年前、以前も行っていただけなのですが、これは先ほど述べたようないろいろな事情があって、一度休止させていただきました。またこれを復活させたわけです。更には、社会福祉協議会のほうの、あそこに2台あるのです。樹里ちゃん号とみどりちゃん号、これも送迎をしたり、買物ツアーも行っております。更には、ここにある公共バスもあると思うのです。

町民のニーズに応えるというのは、やはりいろんな手段で移動手段を考えることが必要なのかなと私は思っているのです。ですので、その範囲を幾らか広げながら、皆さんの意見を聞きながら、利用者の意見を聞きながら、その辺はこれからもいろいろ相談をしながら、変革をしていきながら、利便性の向上に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） 丁寧な答弁ありがとうございました。町内の高齢者の割合も3割を超えているような状況でもありますし、今後も高齢者の社会生活が、安全で安心した生活が送れるようにとい

う部分で、本町も2世帯、3世帯という方も多く住んでいるかと思えます。5080ですとか、6090ですとか、そうした2世帯にしても、高齢者が年齢の高い層の方も多く住んでいきますので、今後も交通手段というのは日々研究していく必要もあるのかなというふうにも思えますので、今後も町としても、社会福祉協議会とも協力しなら、また国のほうも、ライドシェアですとかウーバータクシーなども新たな見解という形で動いているのかなというふうにも思えますので、その辺も含め調査研究をしていただいで、福祉タクシー事業に反映できるような部分でいてもらいたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

次の質問に移らせていただきたいと思えます。次の質問ではございすが、学校給食の提供についてという形でお話をさせていただきたいと思えます。町では今、補助を出して保護者の負担軽減という形で進んでおりますが、今後町のほうとしてどのように考えているのか。近隣市町ですと、無償化という形で進んでいる自治体なんかもあるかと思えますが、やはり本町だけでなく、いろんな地域でしっかりとやっていける必要があるのかなというふうにも思えますが、その辺をお聞きしたいのと、今後中学校の建て替えという部分もあります。そういった部分で、現在の西小のところにあります給食センターに関して、老朽化が進んでいるかと思えますが、そういった部分も含めながら、建て替え、学校給食についてどのように考えているかお聞きしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 学校給食センターについてでよろしいですね。

本町では、コロナ禍における子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和4年9月から令和5年3月までの7か月間、時限的な措置として学校給食等を半額に軽減する事業を実施いたしました。

令和5年度の給食費については、ふるさと納税を原資とした新たな施策として給食費半額補助事業を実施しております。この事業は、保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、町内こども園と小中学校の給食費半額を町が負担するものであります。ただし、アレルギー等により弁当を家から持参している児童生徒については、給食費の支払いがないため、半額補助することができない状況であり、公平性を保つため、学校給食に係る条例や施行規則、要綱の見直しを行い、弁当を持参している児童生徒の保護者に対しては、町から相当分の補助金を交付する項目を追加し、今年度末に交付手続を行う予定となっております。

現在食料品価格等の物価高騰の影響は、児童生徒を持つご家庭にとって経済的な負担が増すばかりで、家計が圧迫されている状況にありますので、令和6年度以降についても給食費半額補助事業を継続してまいりたいと考えております。

また、完全無料化を県内の自治体も、35市町村あるのですけれども、行っている状況も踏まえていきながら、近隣も含めていろいろ行っていくときは、また近隣ともいろいろ相談しながら行っていき



たいと考えております。

次に、給食センターについてですが、平成3年のオープン以来、今年で32年が経過します。町内の小中学校の卒業生であれば、多くの方がこの給食センターで作られた給食を食べ、成長されたと思います。とはいえ、オープンから32年もの時間が経過しておりますので、施設の老朽化や経年劣化は避けられず、様々な修理を実施しております。特にここ数年は、建物の修繕のみならず、料理器具の修繕も実施いたしました。幸いにも給食の提供に係る影響はありませんでした。

議員もご承知のとおり、本町の学校教育施設の中で最も経年している建物が中学校校舎であります。昭和43年に新築されてから55年以上が経過いたしました。老朽化のため、建て替えが必要な時期に直面しております。令和7年から総合計画後期基本計画には、中学校校舎建て替えの具体的な設計、建築時期などを明記する必要があるため、小中一貫校などの可能性も含めていながら、早期に事業計画を決定する必要があります。その内容や方向性については、先進地視察を行いながら議論を進めているところであります。事業内容がより具体化される時期になりましたら、どのような校舎造りを行うかも含めていながらご意見を伺いたいと考えております。

そのため、給食センターについては、現在のように独立した建物を新築するセンター方式、学校の調理室と専属の職員を学校内に配置し給食を提供する自校方式、外部の民間企業に委託する委託方式などが考えられます。学校をはじめとする公共施設の在り方については、様々な方法を視野に入れながら調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） 答弁ありがとうございます。半額事業については継続していくという部分で、この事業も、県とも連携を図りながら、今後も続けていってほしいなというふうにも思いますし、物価高騰ということで家計も、子育て支援の保護者の負担軽減という部分でも非常に役立っているのかなというふうにも思います。安全で安心した給食、特に給食というのは食育ということで、食事を通して健康で健全に生きるため、大切な授業の一環、勉強と考えておりますので、今後もよろしく願いいたします。また建て替え時期等に関して、給食センターの在り方について、今後もいろいろと調査研究をしていただければなというふうにも思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。次の質問も給食という部分を踏まえながら質問をさせていただきます。夏休みなど長期休暇、授業が長期休学のときに、本町でも学童保育に通われる児童はたくさんいるかと思えます。そういった中で、夏休みの長期休暇というふうになりますと、保護者のほうで食事のほうを用意して、通学、通園、通所ですか、させているのかなというふうにも思えます。過去には、町として、お弁当を事前に予約をして、提供していた時期等もあろうかと思えますが、やはり毎日のことで、保護者にとって食事を作って子どもに持たせていくということは、私は食育としては

大変大切なことなのかなというふうにも思いますが、保護者にとっては一部負担という部分にもなってきますし、また保護者の方が体調不良でお弁当が作れない等、そういったときもあるのかなというふうにも思います。

そういった中で、先ほどの学校給食センターという部分は、夏休み、本町に関してはメンテナンスの時期ですとか、整備をする時期で、夏休みの期間は使われているなどという話も聞いたことはありますが、そういった部分で、東京の八王子市なんかで、ある給食の条例を変えて、学童の子どもたちに食事を提供しているという記事も見させていただきました。そういった部分を踏まえて、本町も今後建て替え等も含め、そういった時期に提供していくという考えはどうなのかなというふうには思うのですが、その辺についてお伺いさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） まず、学童保育の現状についてですが、説明を申し上げます。

今年度長期休学時の学童利用者数は、東小学童クラブが58名、西小学童クラブが134名、合計で192名の子どもたちが登録しております。学童クラブでは以前、長期休学期間の昼食は、希望者のみ民間業者の弁当を注文しておりましたが、現在は各家庭から弁当を持参していただいております。夏休み期間中は食中毒が心配のため、その対策として弁当を保冷剤または保冷ケースに入れて登所し、冷房の効いた保育室に保管しております。

数年前、弁当の注文をやめてしまった理由については、複数の原因がありました。まず、弁当を残す児童が多い。当日の急な弁当のキャンセルに対応できない。弁当代の管理等、通常保育をしながらの対応が難しい。そして、弁当を注文していた児童が注文しなくなり、自宅から弁当を持参するようになったことが挙げられます。

給食センターでは、毎月1,000食分の給食を作っております。そのため、絶対数の少ない長期休学時に給食を作ることは、物理的には可能です。しかし、先ほど申し上げた民間業者の弁当の注文をやめてしまった理由にもあったとおり、給食センターにおいても、当日の急なキャンセルには対応できません。更に、喫食数が通常よりも大幅に減少することで、1食当たりの経費負担が大きいものになります。また、長期休学時は、日頃点検整備ができない調理機器等を分解し、洗浄を行うなど数日を費やすため、対応が難しい状況にもあります。

通常学期中の西こども園の3歳以上児の給食は、給食センター料理による給食を提供しておりますが、長期休学時は給食センターが稼働しておりませんので、登園をしてくる全ての園児分の給食は自園で料理することになります。そのため、通常よりもこども園で料理する給食数が増えることで、調理員の不足が生じますので、給食センターの調理員を派遣し、対応している状況にあります。

現状上記のとおりであり、解決しなければならない点が多々ありますが、保護者からの建設的な意見が大きくなれば、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） 答弁ありがとうございます。現状は難しいということで、保護者のほうからの声が上がってくればというような形の回答なのかなというふうにも思いますが、今後もいろんな部分で調査研究をしていただければなというふうにも思いますので、よろしく願いいたします。

ちょっとここで、久保田健康子ども課長のほうにお伺いさせていただきたいと思います。千代田町では以前、アプリを使った子育て支援というのをやっていたのかなというふうにも思います。また、今回千代田町では、千代田町子育て支援アプリというのをスタートしたかと思えます、事業として。そういった部分で、いろんな機能があって、とても便利なサービスなのかなというふうにも思っております。そういった部分で、出産や育児に関しての情報がたくさん載っていたりとか、そういった部分で町の子育ての情報等もチェックできるのかなというふうにも思いますが、今の現状、利用状況等を含めお答えいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 久保田健康子ども課長。

○健康子ども課長（久保田新一君） では、ご質問にお答えいたします。

千代田町子育て応援アプリにつきましては、母子健康手帳と併せてお使いいただく子育て支援アプリでございまして、本町におきましては令和4年10月より導入いたしました。このアプリにつきましては、妊産婦とお子さんの健康のデータの記録管理や予防接種のスケジュール管理、出産育児に関するアドバイスの提供、また町からの育児などに関する情報の配信といった様々な機能がございます。また、お子さんの月例等の属性によりまして、対象を絞ってタイムリーに情報を配信することもできます。

アプリの登録状況でございますが、昨年の10月の利用開始以降の累計登録者数は、令和5年10月末現在で135名となっております。今年度に入ってから新規登録者数は57名で、登録者数は増加傾向でございます。

利用状況につきましては、お子さんの健康のデータの記録管理に利用されている方が多いと思いますが、特に予防接種を受ける期会の多いゼロ歳から1歳までのお子さんを育てる保護者が、予防接種スケジュール機能を利用する頻度は高いと考えております。利用されている方々からは、予防接種のスケジュール管理や受け忘れ防止アラートによって、忘れずに予防接種が受けられる、そういったお声をいただいております。

また、プッシュ式の通知機能を活用いたしまして、お子さんに関わる各種教室の開催案内やお子さんの月例に応じた健診、予防接種などに関する町独自の情報を配信しておりまして、今まで以上にきめ細かく情報を提供できているものと考えております。

今後につきましても、より多くの方に登録していただくため、妊娠届出の際や新生児訪問、各種乳幼児健診など様々な場面におきまして、千代田町子育て応援アプリの周知を行ってまいります。この

アプリを活用しまして、子育てに関する不安や負担の軽減、子育て家庭の孤立化の解消をサポートすることで、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を強化してまいりたいと考えております。

また、アプリとは別の話になってしまいますが、現在新たな子育て支援策としまして、ファミリー・サポート・センター事業を検討しております。ファミリー・サポート・センター事業とは、安心して子育てができるように、子育てのお手伝いをしてほしい方とお手伝いをしたい方が会員となって、双方の合意の下、ファミリー・サポート・センターが仲介しまして、会員同士が支え合って、お子さんの預かり等の援助活動を行う会員組織の活動のことであります。更なる子育て支援の充実を目指しまして、この事業の実施に向けて目下調査研究を行っているところであります。

こういった事業を実施する際には、周知の手段としてこのアプリを有効活用していきたいと考えております。

○議長（高橋祐二君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） 答弁ありがとうございます。特に若者の子育て世代に関しては、デジタル社会でもありますので、こういった情報を発信していくことというのが子育て支援につながっていくのかなど。また、子育て世代の不安を解消していく一つのツールとして有効になると思いますので、これからも細やかな情報を利用者に提供していただければなというふうに思います。よろしく願いいたします。

次の質問でございますが、特別支援学級の児童が学童保育並びに放課後子ども教室等を利用される際についてお伺いしたいと思います。こちらは両方とも課が替わってくるのですが、利用者から希望があった場合、どのような対応をしていくのかということをお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 久保田健康子ども課長。

○健康子ども課長（久保田新一君） ご質問にお答えいたします。私からは、健康子ども課が所管する学童保育所について答弁させていただきます。

特別支援学級に通級している児童につきまして、学童保育所の利用を希望した場合、他の児童と同様に、町内在住、町内小学校在籍で、保護者の就労等によりまして、放課後等の家庭が常時留守になっており、保育に欠けるといった要件を満たしていれば、特にほかの条件はなく、学童保育所を利用することができます。学童保育所の運営につきましては、町社会福祉協議会に委託しておりまして、学童保育所の職員は、町社会福祉協議会が雇用しております。

現在の各学童保育所の職員数についてでございますが、東小学童保育所では、通常時はフルタイムの臨時職員が2名で、長期休業時は更にパートタイムの職員が加わります。また、西小学童保育所では、通常時はフルタイムの臨時職員が3名、パートタイムの職員が2名の計5名で、長期休業時は更にパートタイムの職員が加わります。

このような職員体制で現在学童保育所を運営しておりますが、特別支援学級に通級する児童が学童

保育を利用する場合、その児童の特性によりまして、場合によっては少人数による保育が必要となりまして、指導員の不足になることが考えられます。そのため、適切な保育ができるように、必要に応じて指導員の人数を増員するなど、人員の確保をする必要があると考えております。

○議長（高橋祐二君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） ご質問にお答えいたします。放課後子ども教室につきましては、教育委員会の所管となりますので、答弁をさせていただきます。

放課後子ども教室につきましては、児童の放課後の安全安心な居場所をつくとともに、体験学習、勉強、異年齢交流などを目的とした事業で、小学校1年生から6年生までの全児童が対象となります。

この事業内容といたしましては、第1に、児童の学習の場を設け、学習の支援をすること、第2に、児童の体験の場を設け、芸術文化活動、スポーツ等の体験活動の支援をすること、第3に、児童の交流の場を設け、地域住民や異なる年齢の児童との交流活動の支援をすることを掲げ、子どもたちの成長に必要な人と人との触れ合いと体験活動のプログラムを実施しております。

対象児童につきましては、先ほども申し上げましたとおり、小学校1年生から6年生までの全児童が対象であり、実施小学校に在籍する児童または実施小学校の通学区域に住所を有する児童となります。そのため、この教室に参加を希望される場合は、申込書に必要事項を記入の上、期限までに提出をしていただければ利用することができますので、特別支援学級の児童についても同様となります。

現在放課後子ども教室のスタッフにつきましては、地域学校共同活動推進員1名、講師6名で運営をしております。今までのところ現場からは、人員不足の報告は出ておりませんので、当面の間はこのスタッフ数で実施してまいりたいと思います。もちろんスタッフの欠員や人員不足に直面した場合は、改めて必要な人員の確保に努めていきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） 両課ともありがとうございました。子育て世代の方が安心して預けられる学童保育であったりとか、放課後子ども教室で今後もあるように、よろしく願いいたします。

次に、最後の質問に入らせていただきたいと思います。最後の質問でございますが、英語補助事業についてという形でお尋ねさせていただきたいと思います。本町の英語教育に関しましては、こども園から始まって中学校の義務教育まで、しっかりと充実した環境の中で教育が行われているのかなというふうに思っております。今現在の小中学校の対象の子どもたちが、その中で義務教育期間に、学力及び学習意欲の向上を目的として、英検などの各種検定料について補助を行って交付しています。そういった部分で特に英語に関してになるのですが、やはり英語、グローバル社会ということで、高校へ行ったり、大学へ行ったり、社会に出たり、いろんな部分で大切なもの、英語というふうになってくるのかなというふうに思います。上を目指していくと、受検料に関しても費用が高くなっていくという部分もあります。そういった中で、群馬県内中之条町のほうでは、高校生世代まで補助を拡充

しているというお話も伺っております。

本町の子どもたちが学ぶ意欲、学習支援にもつながる、将来に生かせるという部分で考えていった部分で、こういった部分を踏まえながら町としての考え方をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 英語教育は、これからの時代を生きていく子どもたちにとって重要な教育の一つであると考えております。今、世の中では英語が飛び交い、紙面にはあふれ、企業によっては英語のみで業務が行われているところもあります。また、英語は、進学する際に重要視されている教科でもあります。子どもたちにとって、英語を話せることで夢が大きくなり、選択する職業の幅が広がり、英語を活用することで世界観が左右されるほど、英語はますます重要なスキルになることは間違いないと思います。

そこで、本町では今年度、英語力を伸ばすための仕掛けとして、日常的に英語に触れる、触れさせる機会を増やす、これを実践しております。具体的に申し上げますと、園児には、毎日英語の絵本の読み聞かせや歌、踊りを通して楽しく英語に触れ、とにかく英語を好きになってもらいたいと思っております。そのため、ALTの勤務体制を、東西こども園1か月交代勤務から午前午後の帯状勤務に変えました。

小学生には、学年に応じて目標は異なりますが、英語の授業や英語活動の時間を大切にしながら、休み時間におけるALTとのふれあいイングリッシュルームの設置、放課後英語教室などを実践しています。中学生には、教科として英語を大切にしながら、日常会話、英語での事例発表、スピーチコンテスト、ボランティア、新聞づくりなど、自分が興味を持った事項について、英語を活用して積極的に発信をしてもらいたいと思います。このような実践活動を通して、小学校の高学年の児童には英語5級の合格、中学生には3年生まで3級の合格を目標にしております。

英語検定料助成事業については、平成29年度から開始され、令和4年度まで全て無料でありましたが、今年度からは年に3回実施される検定のうち第2回目の英語検定料のみを無料といたしました。この事業が開始された当初から、無料だからと、取りあえず受けてみるといった考えが広がっていましたが、子どもたちには、2回目の受検に自分の目標をしっかりと設定し、合格するための勉強に励んでほしいと思います。そのため、無料のチャンスは1年に1回のみとし、対象を小中学生に拡大しました。

対象義務教育期間における小中学生に拡大した理由といたしましては、事業を実施する中で、小学生の保護者から、小学生の受検も対象にしてほしいという要望があったのも要因です。そのため、当面の間は小中学生を対象とし、高校生を対象とすることは考えておりません。しかし、ご意見や要望が寄せられ、事業拡大の機運が高まりましたら、考慮してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） ありがとうございます。時間がないので、まとめという形で。

やはり本町は今年、ふるさと納税を原資として、また更に第一歩を踏み出したのかな、施策として。今後も本町だけではなく、いろんな近隣地域とも連携して行っていただきながら、よりよいまちづくりを今後も進めて行っていただければなというふうに思いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（高橋祐二君） 以上で5番、酒巻議員の一般質問を終わります。

続いて、6番、橋本和之議員の登壇を許可いたします。

6番、橋本議員。

[6番（橋本和之君）登壇]

○6番（橋本和之君） 議席番号6番の橋本和之でございます。議長に登壇の許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問を始めてまいりたいと思います。

まずは、スポーツにおけるまちづくりについて質問していきます。本町では、最近防災協定など包括連携協定が増えていると思いますし、実際に高橋町長が協定書を挟んで協定相手先と写真入りで上毛新聞に掲載されているのをよく目にする機会があります。今回は教育委員会への質問でございますので、教育委員会所管の包括連携協定数は、防災協定のほかにどれくらいあるのかを教育長にお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（高橋祐二君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） 改めまして、よろしく願いいたします。では、ご質問にお答えいたします。

包括連携協定につきましては、防災に限らず、地域社会の発展や住民サービスの向上など様々な範囲にたくさんあるのですけれども、連携内容により協定が締結しております。協定締結に際しましては、各課局が行うものではなくて、町と相手方、その2者が協定を締結するものですので、教育委員会単独で締結した協定というのはございません。しかし、教育委員会が窓口となって、交渉及び締結式というのを進行させていただいたケースが2件あります。

まず、1件目なのですけれども、サッカーJ2ザスパ草津群馬を運営しております株式会社ザスパ様と行いました。令和4年度に株式会社ザスパ様と締結した包括連携協定では、地域社会の発展や住民サービスの更なる向上を推進するために、サッカーを通じた地域づくりや観光、産業、防災、環境保全など、多岐にわたる課題の解決に取り組む内容となっております。昨年度、株式会社ザスパ様におかれましては、クラブ発足20周年という記念すべき節目を迎え、ザスパの恩返しプロジェクトとして、地域課題解決に向けた協働メニューを多数ご用意していただきました。

2件なのですけれども、ペット用品のほか熱帯魚や水草などアクアリウム用品などを幅広く扱う事業を展開している株式会社チャーム様です。令和4年度に株式会社チャーム様と締結した包括連携協定では、活力ある個性豊かな人材育成、地域の活性化及び町民サービスにより一層の向上を図るため、動植物を通じた子育て支援や青少年の健全育成、自然体験、環境保全などに取り組む内容となっております。協定締結後は、東西小学校における水槽設置による動植物の観察や、コスメ・ニスト千代田町プラザでの子ども学習支援事業の開催など事業展開を図っていただいております。これからののですけれども、小学校の理科の授業に入っていただくというご相談をさせていただく予定になっております。

いずれの企業様も、本町の地域活性化に力強いお力をいただけるものと確信しましたので、協定締結の運びとなりました。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。2件協定を教育委員会が窓口になってしたということございまして、チャームさんとは、今後は理科の授業にも、一緒にやっていくというのでしょうか、ということではちょっと期待したいなと思いますし、ザスパ草津におきましては、所管が違ったかなと思うのですが、産業観光課で、試合会場で物産展か何かを開いた経緯もちょうとあったかなと思いますので、いろんな意味で取り組んでいただけるといいかなと思います。

次の質問に行きたいと思います。近隣の自治体では、スポーツにおける包括連携協定をまちづくりに生かす自治体が増えていると思います。例えば太田市などは、群馬クレインサンダーズのホームタウンとして、町を挙げて、バスケットボールを中心にスポーツをまちづくりの推進役としています。

バスケットボール以外にもラグビーのワイルドナイツもありますし、ワイルドナイツには大泉町も応援をしています。ラグビーつながりでは、邑楽町もトンガ王国と交流を深めています。本町でも、地元企業のサントリーにはサンゴリアスというラグビーチームがあり、ワイルドナイツとともにトップリーグで1位、2位を争っていて、どちらにも応援することができます。

個人としては、ロンドンオリンピックメダリストの松本隆太郎さんやプロ野球選手で楽天イーグルスの岡島豪郎選手もいて、町をPRする素材はたくさんあると思います。

クレインサンダーズなどと本町が単独での協定が難しいようなら、近隣の自治体と地域ぐるみで取り組む必要があるのかなと思いますが、本町としてはスポーツを通してどのように町の魅力を高めていくのか考えを聞きたいと思います。教育長、お願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） では、ご質問にお答えいたします。

まず、群馬県なのですけれども、皆さんご存じの、今出ましたザスパ草津群馬、それからバスケット



トリーグの群馬クレインサンダーズなど、たくさん地域に密着したプロスポーツチームがあります。更に、レスリングとかボート、それから自転車のロードレース、そのほかいろいろあるのですが、アマチュアスポーツも盛んで、群馬県はスポーツの宝庫であると言えます。

先ほど議員がおっしゃったように、本町でも松本隆太郎選手、岡島選手とプロというか、松本さんはメダリストですね、輩出しております。松本元選手には、体育祭に綱引きで、育英大学の選手を連れて、来ていただいた経緯もあります。それから、岡島選手には、ちょうど昨日、ファンの集いということで、子どもたちに野球のヒントを教えてください、そういう一場面もありました。

このようなスポーツの活躍というのは、地域を盛り上げ、子どもたちに、それから大人にも、元気や勇気、希望を与えてくれるというものだと思います。本町では、町民一人一人が、見るスポーツ、するスポーツ、支えるスポーツというふうに、いずれに関わって、楽しみながら健康で明るい生活が送れるように、そんな生涯スポーツ社会の構築を目指しています。

また、スポーツ団体、教育機関などと連携を図り、子どもから大人までが生涯にわたってスポーツを楽しむ習慣を身につけ、各種スポーツ教室等を開催し、スポーツを通じた地域振興にも力を入れてまいりたいと思っています。

そのための一つの方法が、包括連携協定の締結であると考えます。協定に基づき、プロスポーツ選手には、町内の小中学校やスポーツ少年団、町のイベント等に来ていただき、スポーツを通して子どもたちと交流することにより、プロスポーツ選手の技術力の高さ、すごさ、体づくりの方法、メンタルの強さなどを体感してほしいと思っています。昨年度は、包括連携協定により、ザスパ草津群馬の選手の方々には、本町のイベントに参加するため、数回来町していただきました。また、協定は締結しておりませんが、群馬クレインサンダーズの選手による、子どもたちを対象としたバスケットボールも行わせていただきました。

今後も本町のスポーツ振興に当たり、プロスポーツ選手、チームとの包括連携協定の締結に向けて、いろいろ模索してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） この間町民体育祭では松本隆太郎さんが来てくださりましたし、来年すぐにおもてなしマラソンもありますけれども、おもてなしマラソンも著名人がゲストラナーとして参加することも多いのかなと思います。ぜひ子ども向けのイベントにも来てくださるということでしたら、プロの方を間近で見られるというのは貴重な経験だと思いますので、今後もよろしく願いできればと思います。

次の質問に行きたいと思います。KAKI NUMAアリーナと丸糸サッカーフィールドをもっと有効活用してもらいたいという趣旨の質問でございます。先ほどのクレインサンダーズがB2時代には、公式戦もしたことのあるKAKI NUMAアリーナやザスパ草津がイベントで使用した丸糸サッカー

フィールドは、施設としての環境整備が整っていると思われ、もっと有効活用ができるのではないかと考えます。例えばBリーグ全体の売上げが大幅に増えていることを考えますと、今後クレインサンダーズの下部組織、ユースとかですかね、ができれば、そこのホームグラウンド、練習場とかですかね、そういうのに採用されることで、住宅団地内とかに選手の寮とかを造ってもらえれば、人口増だけでなく、町の活気アップにもつながります。

これは、あくまで私の私案の一例なのですが、教育長に有効活用の考えについてお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） では、ご質問にお答えします。

今橋本議員のおっしゃる内容を聞いて、構想が大きいので、ちょっと答えられるかどうか分からないのですが、使用に関してちょっとお答えしたいと思います。

おっしゃるとおり東部運動公園一体は、温水プール、総合体育館、芝生のサッカー場、野球場、広場など、近隣にも引けを取らないくらい、いい施設がたくさんそろっていると思います。そこでスポーツイベントや各種催し物を実施する環境が、十分整備されているかなというふうに自負しております。

そのためなのですけれども、年間を通して多くのイベントが開催されています。おとといはレスリング大会、昨日は町民フットサル大会が開催されて、高橋町長と一緒に、参加はしませんでしたけれども、ちょっと顔を出させていただきました。

KAKI NUMAアリーナなのですけれども、中体連、インターハイ、それからバスケットボール、剣道、レスリング、バレーボール、言い始めたら切りがないのですけれども、各種大会、健康維持のための教室、吹き矢大会なども行われています。それから、年間使用登録として11団体が登録して、昼夜を問わず活動をしております。

次に、KAKI NUMAアクアなのですけれども、一般開放時間外において、今小学校のプールをそこで、教室を開催するというふうに利用させていただいたり、その他水泳教室、それから近隣自治体の幼稚園や部活動への貸出し、中体連の開催、不定期ではあるのですけれども、サップ教室なんかも開催しています。

また、プールの2階なのですけれども、小体育館があります。そこで年間使用登録しているのが5団体ありまして、スポーツ活動が行われております。

そのほか丸糸サッカーフィールド、多目的グラウンド、芝生広場などイベントの利用や、事例を挙げますと様々なスポーツ活動や各種大会、マルシェの開催など枚挙にいとまがありません。ここ数年は、マルシェやアウトドアフェスの開催が頻繁に行われておりまして、憩いの空間を創造できていると思っております。

ぜひとも議員の皆さん、日々の活動状況をご覧いただくとともに、スポーツ活動にご参加いただいで、忌憚のないご意見をお聞かせいただければと思っています。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。結論から言うと、もうたくさん使っていますよということかなと思いました。

丸糸サッカー場なのですけれども、私も、私が議員になる前のときの使用頻度と比べると、かなり今は使っているのかなと思いますし、KAKINUMAアリーナですか、体育館、いい環境の整った体育館を使える本町のスポーツ少年団なんかは、すごく幸せだなと思います。今後もいろいろイベントとかをしていただければと思います。

この質問項目の最後に、教育長のスポーツにおけるまちづくりの考えを聞きたいと思いますが、田島教育長が就任以来、芸術文化に力を入れることにより、ロビーコンサートなどが増えていると町民の皆様からもたくさん聞くようになりました。その知見をスポーツ分野にも生かしてもらいたいと個人的には思うのですが、スポーツにおけるまちづくりの考えを教育長に聞きたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） では、ご質問にお答えする前に、コンサートのことをちょっとお話しさせていただきます。

コンサートのスタートなのですけれども、5年半前に遡ることになります。音楽が大好きでボランティアを手伝うと言ってくれた仲間が集まって、スイングというボランティア団体を立ち上げました。どのようにしたら町の音楽サークルの方々に発表の機会が増やせるのか、それからプロの演奏を住民の方に届けて、音楽を身近に感じて楽しんでもいただけるのかというのを考えて、企画書を町に提出しました。

その際、ボランティア活動では、資金面で大変ではないのかという心配をいただきまして、その企画を町の事業として取り上げていただきました。当時の町の担当者の方々には、様々な形でサポートをしていただいて、それがなかったとしたら、今のコンサート事業は実現していなかったと思っています。

ですから、今の教育長という立場を利用してというか、コンサートを立ち上げたわけではなくて、一町民として、仲間を募ってコンサートを企画して、町に受け入れてもらえたことで今の活動につながっているのかなというふうに思っています。

現在コンサートの運営の約99%は、プラザの職員の手で行われています。残りの1%をボランティア団体のスイングがお手伝いしている状況になっています。

また、今年度初めての企画でもありましたハワイアンフェスティバルなのですけれども、大変たく

さんの方に参加していただいたのですけれども、これは町民の方の企画、提案で実現したイベントになっております。

前置きが少々長くなりましたけれども、ご質問にお答えいたします。ですから、私に知見があるわけでも何でもなくて、ただ町民の皆さんが、少しでも笑顔で活躍できればうれしいなという思いと、それから未来を担う子どもたち、自分が好きなことを見つけて、きらきら輝いてほしいなというふう  
に常に思っております。それは、コンサートとかの文化芸術の分野だけではなくて、スポーツの分野においても考え方は変わりません。

昨日の岡島選手のファンの集いの中でも、ちょっと挨拶させていただいたのですけれども、やっぱり一つ自分の強みを持っている人は強いねというお話をさせていただきました。だから、やっぱりどなたにも自分の好きなものを探していただいて、それを自分の芽として大きく育ててもらって、一生楽しんでいただければいいのかなというふうに思っています。

ですので、理想なのですけれども、町民の皆様にはスポーツイベントや体験教室などの企画を町に提案していただいて、官民が一緒になって、連携を図りながら、多くの人を楽しめるような企画を実現することがいいのではないかなというふうに思っています。それが一番の町の活性化につながるのではないかなというふうにも思っています。

スポーツ面では、現に町民の方からの企画で、バスケットではプロのプレーヤーによる試合観戦、これが実現しています。サッカーでは、町民が中心となって、他市町から選手が集合して親善試合を行っております。また、町民の方がいろいろな方面に声をかけながら、キッチンカー、それから体験教室などを企画し、スポーツイベントを後ろから盛り上げていただいております。

もちろんスポーツ振興係でも、これからやりますおもてなしマラソン、それからもう終わってしまったのですけれども、町民体育祭、レガッタ大会など大きなものも含めて、その他数多くの教室やイベントなどを企画して、本当に休みなく運営に当たっております。

行事等は回覧板等でお知らせしていますので、前のご質問にもお願いしたのですけれども、できれば議員の皆様にもいろんなイベントに足を運んでいただいて、町民の皆さんへまず、そしてスポーツ振興係の役場の人たちなのですから、頑張っているねという応援をいただけると、とてもうれしいかなというふうに思います。それから、コンサートもお待ちしていますので、ぜひいらしていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 教育長、ありがとうございます。コンサートにもぜひ足を運びたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以前、教育長が、町民皆様の自らの手で本町をよくしていってほしいというご答弁があったと思うのですけれども、まさにスポーツの分野も、イベント、教室も含めて、町民を後押しするような

形の官民連携が取れるといいのかなと思っております。

それでは、次の質問項目に行きたいと思います。新たな住宅団地造成について質問していきたいと思えます。ふれあいタウンの本町分の住宅分譲地、萱野エリア分になりますが、おかげさまで完売する運びとなりました。担当課である都市整備課をはじめ各関係者の努力のたまものと思えます。先日の第三工業団地とふれあい団地の管内視察で、県の企業局からは、もう県として住宅団地を造成することはないという話を伺いました。しかしながら、今後の町の発展と活力の維持を図るには、人口を増やす施策が必要であると思えます。

そこで、本町分の住宅用地完売を受けまして、新たな住宅団地造成候補として3つの場所を提案したいと思えます。それぞれ20から30区画程度の小ぶりなものでいいと思っています。

まず、1つ目なのですが、東小学校区の少子化対策として、東小学校の周辺に下水道を施した住宅団地を造成してはどうでしょうか。東小学校南側の既存の住宅団地と合わせた下水道整備で考えるのがいいかと思ひ、農協の旧富永支所の跡地利用を提案しようと思ひましたが、民間業者に既に買われたようで、質問が少し遅れてしまいました。ただ、東小学校区の少子化対策は、必要不可欠でございますので、東小周辺の住宅団地造成の考えを都市整備課長に聞きたいと思ひます。よろしく願ひします。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） 初めに、分譲地の分譲経過の考え方ですけれども、西邑楽土地開発公社町分の萱野エリアについて、現在残り3区画は、申込み仮予約で未契約となっております。そういった意味で、完売状態になるのはこれからの話となります。

その3区画について、購入希望はいただいておりますので、完売は目前であります。群馬県企業局が分譲する上中森エリアにおいては、まだ手つかずの区画だけでも、およそ70区画近い分譲地が残っております。

このふれあいタウンちよだは、館林都市計画区域内における緊急的な住宅需要に対応するとともに、本町の東西地域の均衡ある発展と少子化対策として、東小学校の児童減少に歯止めをかけるため、平成11年度に市街化調整区域から市街化区域への住居系の用途に編入したものでございます。近年は、全国的に少子化問題が深刻となっておりますが、群馬県では新たな市街化区域の拡大については、人口フレーム方式を取っております。本町の人口フレームは、東毛広域都市圏となり、市街化区域内に収容する人口が将来見込みで減少するため、新たな住居系の市街化区域への編入は見込めない状況にあります。

よって、当面は軸足を上中森エリアの分譲に置いて、新たな住宅団地というより、町、県を問わず残りの区画を完売することが最優先であると考えております。

○議長（高橋祐二君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。ふれあいタウンの上中森のところに注力していくというご回

答だったかなと思います。そうすると、もう2つ住宅団地候補の質問にはなるのですが、ちょっとご容赦ください。

以前の一般質問にもあったのですが、役場の東側が市街化調整区域になっておりますので、その開発として、あるいは中学校の建て替えで場所を移転するようであれば、その跡地利用として住宅団地の造成をするのもいいのかなと思いますが、都市整備課長の考えを聞きたいと思います。お願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） ご質問にお答えします。

役場周辺の都市計画区域の用途区分については、役場東側の南北道路、町道7号線を境に、中学校のある東側は市街化調整区域となります。西側の役場周辺は、市街化区域の第2種中高層住居専用地域、西小学校周辺は第1種の中高層専用地域の用途となっております。

中学校の建て替えで仮に移転した場合の跡地利用で、住宅団地のご質問でございますが、現跡地面積が約2.9ヘクタールであり、ふれあいタウンちよだの萱野エリアと比べ、やや小ぶりで、おおよそ50区画程度の団地になろうかと思えます。いずれにしましても、市街化調整区域内での住居系の市街化編入は、人口フレームがないことから、原則できませんので、ふれあいタウンちよだの早期完売を頑張ってもらいます。

○議長（高橋祐二君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。ふれあいタウンの上中森、頑張ってもらえたらと思うのですが、役場の東側、さっきの話で、なかなか開発も難しいのかなと思うのですが、ちょうど役場にも近くて、小中学校にも近いですので、何か使いようがあるのかなと思うのですが、残念です。

続いては、新橋建設において、そのアクセス道路と西小学校への通学しやすい場所に住宅団地を造成するのはどうかという質問でございます。これは、私が不動産業の方から話を聞いたことですが、道路はまちづくりにとっても大きな意味を持ち、開発の重要な鍵になるとのことでございます。本町における新橋建設は、町民の悲願であるだけでなく、今後の町の発展に大きく寄与するものと思えます。住宅団地だけではない開発もたくさん行われると思えますし、実際にこの定例会で、新橋周辺開発基金条例が上程されております。

開発が進み、にぎわいが増すことによって、安価で土地が購入できる本町に住みたいと思う人が増えると予想されます。その方たちの受皿として、新橋のアクセス道路と西小学校とのバランスのいい場所に、住宅団地を造成するといいいのではないかなと思っておったのですが、都市整備課長のお考えを聞ければと思います。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） ご質問にお答えいたします。

利根新橋につきましては、これまでの長年にわたる関係者の皆様のご尽力により事業着手が決定し、9月の群馬県議会で調査費の4,300万円の補正予算が可決されたことで、本格的に事業が進められ、新たなまちづくりへのかけ橋とっております。

新橋とアクセス道路の位置については、これからの調査によって決定されていくもので、明確な場所は分かりませんが、ご質問の周辺は、やはり市街化調整区域の優良農地が広く集積しております。仮にこの周辺において住宅団地を形成する場合には、区画整理に隣接した市街化調整区域になるかと思っております。

状況については、これまでの回答と同様でございますが、新橋とアクセス道路が完成した暁には、やはり多くの人の流れがそこに生まれますので、将来人口が大幅に増加した場合には、住居系に限らず、将来を見据えた町に必要なものを検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。大幅に増える可能性もなくはないのかなと思っておりますので。新橋を建設しますと、熊谷駅に行くのも近くなるので、ある程度一定数の移住者がいると思っておりますので、そこで大幅に増えることを期待したいなと思っております。

最後の質問になります。全部住宅団地の造成についての質問で、最後都市整備課長、考えを聞くという質問項目なのですが、ある程度ふれあいタウンの上中森分譲地という回答になるのかなとちょっと予想がされるのですが、都市整備課長、住宅団地への考えについて聞きたいと思っております。お願いします。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） ご質問にお答えします。

今まで述べてきたとおり、新たな住宅団地は、東毛広域圏としての人口フレームがないため、市街化調整区域の住居系の開発は望めません。しかしながら、少子化問題は町の重要な課題であります。今後持続可能なまちづくりを目指す中で、残る商業用地や新規工業団地事業により、優良企業を誘致することで雇用の場を創出し、町を知ってもらい、魅力を感じることで移住定住につながり、住宅用地の需要が増すものと信じております。

今まで述べた市街化調整区域の開発は、厳しいものではあります。本町の中心部である役場東側の中学校周辺の市街化調整区域は、既存の集落が形成しておりますので、何らかの手法を模索していければと考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。役場東側は、ぜひ知恵を絞って、よろしくお願ひしたいなと思っております。

今後、本町の中長期の展望を考えていきますと、先ほどの新橋建設、中学校の建て替えに加えて、第三工業団地が仮契約まで済んでいることを鑑みますと、第4の工業団地着手までも視野に入れることができるのではないかなと思います。そう考えていきますと、人口減少を抑えるのではなく、もっと積極的に人口の増加をさせていくという意味で、住宅地がなかなかできないですけども、後押しをするような施策を取っていただきたいと思います。

それでは、そういったことをお願いいたしまして、私、橋本和之の一般質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（高橋祐二君） 以上で6番、橋本議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 零時08分）

---

再 開 （午後 1時15分）

○議長（高橋祐二君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、7番、大谷議員の登壇を許可いたします。

7番、大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） 7番、大谷でございます。私だけ午後になってしまいましたけれども、もうしばしおつき合いいただきたいと思います。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、邑楽館林まちづくり会社について質問をさせていただきます。令和2年9月の定例会の補正予算において、本町からこの邑楽館林まちづくり会社に出資するという議案があり、私はこの会社の決算内容はどうなっているのか、当時の宗川企画財政課長にお尋ねしたところ、把握していないとの答弁でした。そして、町長は、本町の持っている西邑楽土地開発公社だと、環境アセスメントの関係で、20ヘクタールまでしか開発できないが、明和町と経済連携協定をしていて、この会社に出資することによって、20ヘクタール以上の開発がスムーズにできるようになり、開発がスピード感を持ってできるとの答弁でした。

そこで、邑楽館林まちづくり会社の直近の営業内容と業績を企画財政課長にお尋ねします。

○議長（高橋祐二君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

株主総会にて、令和4年の事業実績報告として5つの事業の報告を受けております。1つ目は、川俣駅東口整備事業です。明和メディカルセンタービル整備事業として、保健センター設備関連事業や土地開発公社事務所建設工事が実施されました。また、明和メディカルセンタービル施設管理業務として、テナントに入居する病院や薬局、飲食店などの賃貸業務やその施設管理を請け負うほか、会議



室の貸出しなどが実施されました。

2つ目は、川俣駅西口整備事業です。駅西口の駐車場管理事業のほか、温泉活用事業として明和町の老人福祉センターへ配湯が週1回行われました。

3つ目は、地元特産PR促進事業で、カレーやジュースなどの販売がされました。

4つ目は、新型コロナウイルス感染対策事業です。公共施設の抗菌、抗ウイルスコーティング施工や町内事業所でのワクチン職域接種会場の設営や運營業務が実施されました。

5つ目は、その他事業で、さきの4つに分類されない事業となっております。

これらの事業を実施した結果、令和4年の決算では、1,417万4,745円が当期純利益として報告されております。

○議長（高橋祐二君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 一応直近というふうに通告してありましたので、直近で結構だったのですが、やっと黒字が出たということなのですが、当初3年前のこの議案が提出されたときに、令和2年9月第1回決算公告というのが官報によって公開されているのですが、そのときの邑楽館林まちづくり会社というのが、資産合計2億917万1,467円、資本金1億500万円、損失152万7,125円と出ていると思うのですが、これが出たときというのは、これが出たというのは、千代田町にこの議案が出たというときは、赤字だったわけなのです。

そこで、くどいようになってしまいますけれども、当時の課長が内容はどうなのか承知しておりません。やはりその当時、私は、出資する、しないというのは、賛成なのですけれども、やはり根拠のあるお金、町民の税金ですから、100万円だろうと500万だろうと1,000万だろうと、これこれしかじかで、これだけ要るのですということを説明できないと、やはり説明責任がないというふうに思われますので、その100万円、なぜなのかというのがいまだに分からないのです。そこは、後日でも結構ですから、改めて100万円がどういう趣旨のものだったのか。例えて言うなら、子どもが親に、何々が買いたいだけでも、幾らかかるので、幾ら頂戴というのがあると思うのです。それが、何も言わないで幾らくださいと言ったら、何に使うのということになりますから、それはやはり町民に対して、たとえ50億、60億の予算執行の中の100万円たりとて、100万円をどう使うのかというのは、何で100万円なのかというのは、やはり執行部には説明責任を求めたいと思います。

次に、3年経過したのですけれども、当時経済創生連携協定による成果があったのかどうか、企画財政課長にお尋ねします。

○議長（高橋祐二君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

千代田町がまちづくり会社に出資をして3年が経過いたしました。その間まちづくり会社によりメディカルセンターが整備され、千代田町民が新たな医療機関を受診できる環境が整い、大きく利便性が向上しました。現在川俣駅西口のペDESTリアンデッキ及び誘致ホテルの建設が着工されており

ます。ホテルは、災害時の緊急避難所としての活用も期待できると考えます。そして、川俣駅は、千代田町においても町内立地企業の公共交通機関の玄関口として利用されていることから、川俣駅西口の利便性が高まることで、町内企業の企業活動及び千代田町への企業誘致においてもプラスとなる環境整備が進められていると評価しているところでございます。もちろん千代田町開発のパートナーとして、まちづくり会社に協力いただくことも選択肢の一つだと考えております。

以上のことから、千代田町としては、これからまちづくり会社を側面から支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） ただいま課長から、川俣、病院もできて、駅前も整備されて、町民が通勤通学、通うのに便利になったという、総合的に鑑みてそういうことなのでしょうけれども、一つちょっとお尋ねしたいのは、開発の面で町長が、締結することによって、敷地以上の、20ヘクタール以上の開発ができるようになるという見越しでしたよね。そうだったのですけれども、3年間の間に、この会社を利用してこの開発がうまくいったという前例は恐らくないのでしょうかね。

例えば、通告にないので、恐縮なのですが、町長が今後、町の今の工業団地とかの発展に関して、この会社を通して、これだけ広く将来使っていくというビジョンとかがありましたら、簡単な回答で結構なのですが、お願いできればと思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 通告にないので、答えます。

PPP、PFI、今から4年前だったと思うのです、これを締結させてもらいました。あのまちづくり会社について、先ほど来、我が本町は100万円の出資金をしたのです。それが締結をした中で、そこで考えた中で100万円の出資をさせてもらいました。

千代田町、邑楽町もあります。大泉町もあります。向こうに明和町もあります。1つのくくりで、私はそれで考えているのではないのです。隣接した、千代田があって、明和と隣接したところ、明和さんがこれから20数億円投資して、我々千代田町のためというのではないのですけれども、経済連携を組んでいますから、工業団地のところ、あれを直接122に行けるように、途中ではあるのですけれども、これから整備してくる。

ほかにもありますけれども、そのようなことを考えていきますと、千代田は千代田、明和は明和、そういう時代ではないという私は思っているのです。隣接したところに、これから工業団地を増設しようというところにも、そこは工業団地になっていないところもあります。準工業団地として、そこをこれから、会社のほうが幾つかありますから、そこを了解いただいて、その境界線が確定していません。その町道もあるのです。それも含めた中で、明和さんとこれから協議をしていきながら、そのところをどういう形で工業団地を、向こうのあずま（東）まで抜くかどうかとか。

それには、経済連携を組んで、PPP、PFI、我々がまちづくり会社に出資をした、こういうことも含めた中で、より今までより太いパイプを持ちながら、そういうお話ができることと、ちょうど境界線に明和COMハウスもありますよね。あそこの境界すらちゃんとできていないわけです。今まで何やっていたのだと、私はそう思っています。

ですから、これからあそこは救急車も来るわけです。どこが千代田町の境界か明和の境界か、救急車が来る、そう考えると、お互い連携を取りながら、千代田だから、こっちは千代田さんでやってくれ、ここに関しては明和さんだから明和さんでやってくれ、そういう次元では私はないと思っている。

ですので、これから経済連携も取ってあるわけですから、その辺含めていきながら、私たちは明和さんともそこはパイプを持ちながら、隣接している境界、工業団地についても、工業団地はもちろん千代田は千代田で土地開発公社はありますから、そこでやるのです。ただ、それに伴う、例えば先ほど言った町道、こういうことを整備していかななくてはならないわけです。ですので、そのような効果もこれから期待できるかなと思っているわけです。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 私も近隣で、明和さんに限らず、いろんなところ、隣接したところと手を携えて開発していく、町の発展のためにやっていくというのは、町長がおっしゃっているように非常に大事なことだと思います。

そこで、私も邑楽館林まちづくり会社というのがどんな会社なのかと調べましたら、平成30年9月に第1回明和まちづくり会社設立検討委員会というものが立ち上がり、会長は河本榮一、河本工業、当時の社長でありました。平成31年2月に株式会社邑楽館林まちづくり会社が法人登記され、その代表取締役が最初の、今の富塚基輔明和町長であります。そして、令和2年1月には、このまちづくり会社の代表取締役が河本榮一氏の弟である河本卓二氏になりました。そのときに、プロポーザル方式で業者選定をして、契約した会社が兄の経営している河本工業であります。

国交省によりますと、そのプロポーザルの公募期間というのは、最低1か月以上するようにというのがあつたのですけれども、それがわずか10日で打ち切られて業者を選定したとあります。このように法的に違反しないものの、会社の設立からその業者の選定方法を見ますと、私は官民連携どころか、公正な入札制度とは何ぞやと言いたくなるのは私だけなのか、どうなのでしょう。

そもそもかつて西邑楽土地開発公社を設立した経緯というのは、バブル期ですよ。毎日土地の値段が上がっていく。そういう中で、土地取得に際し、議会の議決あるいは臨時会やら定例会、何か月も後というのであれば、お金が動くに間に合わない。そういう理由から公社をつくり、お金を預けて、いつでもスピード感を持って土地取得ができるというメリットのために設立されたと思います。

それを踏まえて、町長の3年前の答弁は、この邑楽館林まちづくり会社に出資することによって、制限された土地よりも広い土地を素早く開発できるという意図であったと思いますが、現在もそうで

すし、3年前もそうなのですが、土地の値段というのは下落傾向にあって、上昇傾向がないような状況なのです。そういう中で、土地が上がる心配、今お金で買わなくてはならないという心配というのは、今現在はあまりないような気がするのですが、その点、公社の今までやってきた役割というのは、土地価格上昇の中でということでありましてけれども、今そういう中でいくと、あまり役割というのが、機動性を持ってお金を使うというのが、経済状況からするとあまり必要でないような感じもするのですけれども、お考えがあればですし、これも通告していないので、なければ次へ進めますけれども、いかがでしょうか。町長で結構なのですけれども。

○議長（高橋祐二君） 大谷議員に申し上げます。

通告がないので。

○7番（大谷純一君） 失礼しました。では、まちづくり会社については、尋ねたとおり、課長から今の決算状況、内容等々お伺いしましたので、承知しました。今後千代田町でも工業団地等々を造成する際に、その100万円を出資したことによって、大いに利用していただいて、いい開発ができるように望みたいと思います。

次に、2問目の質問に入ります。公務員のハラスメント対策についてお尋ねします。昨今どこぞの野球の選手がパワハラを行ったとか、どこの市長がどうだとかという、パワハラの問題とかセクハラの問題とかといろいろ、毎日紙面というかニュースになっておりますが、本町の場合、職員がハラスメントを受けたと感じたときに、受けたときではなくて、職員が受けたと感じたときに、それを通報する仕組みはあるのか、総務課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 宗川総務課長。

○総務課長（宗川正樹君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

職場におけるハラスメントなどの職場環境を悪化させる行為は、働く個人としての尊厳を不当に傷つける許されない行為であるとともに、職員がその能力を十分に発揮することを妨げるものであります。また、職場の秩序の乱れは、業務への支障につながり、ひいては住民サービスの低下や住民からの信用信頼を失うことになりかねません。

このため、町では、ハラスメントに該当する行為を排除し、その防止に努めることにより、良好な職場環境の創出を目指すとともに、その実現に向けてハラスメントに関する意識の向上や相談体制の充実を図るほか、万が一ハラスメントが認められた場合に、迅速かつ適切に対応するため、令和3年3月に職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する指針を策定をいたしました。

指針の中には、ハラスメント等が疑われる場合の対応について示されておりますが、この指針が策定される前から、職員の悩み事に関しましては、総務課行政係が窓口となっておりますので、総務課ではハラスメントだけに限らず、悩み事全般の相談に対応しているところでございます。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 今総務課長のご答弁で、行政係に報告するというシステムがあるということなのですが、私は、別に行政係長を疑っているわけではないということは前提に申し上げますけれども、役場の職員さんがパワハラなりセクハラなり受けたというときに、同じ職員の方に、こういうことがあったというふうに申し出て、それが解決する手段になるのか甚だ疑問のところがあるのです。

例えば外部の第三者機関や、例えば弁護士と相談できるというようなシステムがないと、言葉は悪いですが、職員同士で、なあなあになってしまう。その行政係長というのが、誰の干渉も受けられないような独立した組織ではないですよ。そうした場合には、もうちょっと我慢してさというようなことにもなりかねないので、それはやっぱり相談窓口はあったとしても、ではその先に、これこれこういうところに行って相談してみてくださいとか、こういう弁護士さんがいるから相談してみてくださいというような、誰の介入も受けられないようなところに行ってもらおうということのほうが大事だと思うのですが、総務課長にその見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 宗川総務課長。

○総務課長（宗川正樹君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、本町には人事委員会がなく、公平委員会についても県内自治体との共同設置となっております。従いまして、町独自では第三者による相談等の窓口は設置しておりませんが、人事管理上の苦情や申出や相談があった場合には、必要に応じて総務課から県内市町村で共同設置をしています、群馬県市町村公平委員会への相談をご案内することとなります。この公平委員会のメンバーには、弁護士も含まれていることから、適正に対応していただけるものと考えております。このほかにも職員は、市町村職員共済組合が実施しているメンタルヘルス相談を利用することもできます。職場の人間関係や悩み事でストレスを抱えている場合に、面接や電話等で相談をすることができますので、こうした相談窓口を職員に周知をしているところでございます。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 申し訳ないのですが、初めて公平委員会の役割というのがここで明らかになったのですが、そういうところに案内するといった場合に、具体的なことは結構なのですが、宗川課長が知っている限りで、職員で公平委員会まで相談した案件というのは、記憶の範囲で結構ですが、ありましたでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 宗川総務課長。

○総務課長（宗川正樹君） ご質問にお答えさせていただきます。

共同設置になった以後については、今のところ相談者はいないものと思います。ただ、前は役場の中に公平委員会がありましたので、そのとき、私が行政係長をやっているときですか、ちょっと軽微なというか、少し相談があって、公平委員会に相談をした経緯は1件ございました。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 公平委員会が町から広域になったということはいいことだと思うのです。町の公平委員会というと、やっぱり町内の人が相談を受けるということになるので、なかなかプライバシーの面とかというのもあるので、やはりそれは広域になったということで、全然利害関係のないところに相談するというのはいいシステムだと思います。

次の質問なのですが、あくまで仮定の話で恐縮なのですが、役場職員を守るためなので、質問を続けさせていただきますが、課局長や三役が加害者の場合、検証の方法があるのか総務課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 宗川総務課長。

○総務課長（宗川正樹君） ご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、総務課に相談があった場合には、たとえ相談役上の相手が課局長や三役であったとしても、同じ取扱いになります。総務課としては、まず事実確認を双方から行い、認識の相違をなくしていくことを心がけています。職員一人一人、年代も考え方も、価値観も様々ありますので、ハラスメントに関する正しい共通認識を持つことが何より重要であると考えます。その上で、我々職員は、日頃から職員間のコミュニケーションを大切にし、上司から部下への指導や助言に当たっては、自らの言動に十分留意しなければなりません。特に職員を監督する地位にある課局長は、ハラスメントの原因や背景となる要因を解消し、良好な職場環境を確保するために、日常の職務を通じた指導等により、ハラスメントの防止と排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければなりません。

従いまして、職員を監督する側の三役や課局長については、相手の立場に立って考え、適切な指導や助言につなげていくという認識を常に持つことが重要であると考えます。我々総務課といたしましても、やっぱり職員を守るということを考えております。議員さん以上に考えておりますので、その辺はしっかりとやっていきます。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） その気概を伺えたわけなのですが、確かに私がもし職員だと思った場合に、もしパワハラなり受けたときに、やはり行政係に相談しに行くというのは相談しづらいと思うのです、ふだん顔を合わせている方なので。そうしますと、やはり相談に行くという前提ですと、どここの何課の職員がこういう案件で相談しに来たよとなりますと、やはり相談した本人もいづらくなるとか、言葉は悪いですが、密告したようになりますから、やはりそれは最初から職員さんなりに周知徹底して、要は町外の公平委員会に最初から相談していただくというようなシステムのほうが、本人としては相談しやすいのかなと、私個人は思います。

確かに総務課長が今、力強いお立場というかご説明をいただいたのですけれども、やはりこれはあくまで仮定で恐縮なのですけれども、町長とか副町長、教育長が、もしパワハラなり、セクハラなりあったときに、課長がそれを話を聞いて、こういう案件があったのですけれども、まずいですよね、あるいはやめてくださいとかというのは、やはり立场上言いにくいことなのかなと思うのです。だから、やはりそこは同じ役場の課局の中で物事を処理するのではなくて、部外に最初から相談していただくというシステムづくりというのは大事なかなと思います。

最後に、これは通告しているのです、大丈夫だと思うのですけれども、町長の見解と執行部として、職員を指導するに当たって、注意しているといいますか、自分はこういうふうにやっているよということがありましたら、町長のご見解をお願いします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えいたします。

自治体におけるパワーハラスメントに関しては、最近ニュースや報道等でも話題となっております。ハラスメントになるかどうかについては、受け手側の感じ方によるものが大きく影響すると思います。そのため、同じ言葉や態度であっても、相手によってハラスメントとして捉えるかどうかが変わってまいります。

今テレビ等で先ほど述べたように、ハラスメントというのは幾つもあると思うのですけれども、その中でパワハラ、セクハラ、特にこの2つは言葉なのです。相手の受け止め方ということはありませんけれども、これは言葉なのです。言葉の暴力というか何というか、そういう状況かなと思うのです。同じ言葉や態度であっても、相手によっては、ハラスメントとして捉えるかどうかが変わってまいります。10人が10人、捉え方が同じではないわけですよね。我々行政の施策でもそうです。10人がみんな賛同するわけではないです。ですので、10人の中で何人かがハラスメントと受け止める、そういうこともあるのかなというふうには思っております。

私は、機会があるごとに職員に対して伝えていることがあります。住民対応の際にも大切なことですが、自分の考えや思いを相手に押しつけるのではなく、相手のチャンネルに合わせた声かけや対応をすることは職員に伝えております。これは、良好な人間関係を構築するために求められる能力であります。パワハラだけでなく、ハラスメントには様々な種類があります。注意すべきことは、役場組織としてハラスメントに関する正しい知識を持ち、認識を持ち、日頃のコミュニケーションを大切にすることで、風通しのよい職場環境をつくっていくことが大事だと思います。職場内で指導や助言を必要とする際には、全ての職員が、タイミングや場所はもちろんのこと、相手の性格やその場の状況などを十分に考えた上で、言葉のかけ方を変えていけるようになればと考えております。

人間は感情で生きているものですから、自分の思い等々を人にお話をして、相手の受け止め方、言葉の受け止め方です。これによって、ハラスメントと捉える方と捉えない方とか、いろいろいる

と思うのです。そこは配慮はもちろん必要かなというふうには思っています。

先日テレビでも報道されて、テープで取ったその言葉だけ聞きますと、非常によろしくないことです、あの言葉とすれば。そういう言葉の中で、やはり相手の受け止め方。ただ、どこかは忘れましてけれども、ある首長が言うのは、親しかったと、こういうお話ですよ。ですので、そのところは捉え方なのかなというふうには私は思っております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） ただいま町長の答弁で、パワハラは言葉の暴力であると。ふだん注意しているということなのですが、町長ですと、やはり課長なり係長なり、自分の行政遂行の目的に対して、こうしてくれ、ああしてくれというふうなことが、ふだんというか、毎日そういうことがあると思うのですが、指導とパワハラの一線を越えた違いというのはどういう認識でいらっしゃるのでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） パワハラとパワハラではない、一線を越えたことですよ、今述べたのはね。先ほど述べたように、言葉なのです。言動でなくて言葉なのです。ですので、例えば同じことをこの方に言った、同じことをこの方に言った。この方はパワハラとは受け止めていない、セクハラとも受け止めていない。こちらの方は受け止めた。そのところは、何があれだとチェック入れて、それはできないと思います。それは、人間ですからお互いの、感情の生き物ですから、ですので、感情の生き物ですので、どこがパワハラで、どこがパワハラではなかったというのは、そこはチェックを、相手の受け止め方、言葉だと思えます。

現に、今例えば学校の教育現場で先生が生徒を怒れないと。日本の世の中はどうなりますか。先生が生徒を怒れない。もし怒ったとき、その子どもが保護者にお話しするのに、いや、先生に怒られましたよ。お母さん、お父さん、怒られましたと。教育委員会に速効で電話でしょう。こういう教育が日本を駄目にしていくのです。

ハラスメントというとなんか幾つもあるわけです。それはどこまでが受け止め方かと。人間なんてそうでしょう。みんな悔しい思いをしてのし上がっていくのでしょうか。ボンボンではいけないわけです。それがビッグになっていくわけですから。先生にげんこつもらって、社会に出ていろんな思いをして、そこで悔しい思いをして、寝たきりではしょうがないですから、立ち上がるのです。立ち上がって、そこで社会にまた出て、それからビッグになっていくのです、人間は。

ところが、そういうあれをハラスメントとか、そういうくくりでいけば今の世の中はできていますから、その辺は教育現場にも影響が出てきているのかなと最近私はつくづく思うのです。皆さんどう感じるか分かりませんが、私は今の教育も、幾つもありますよね、原因は。そういうのが一



つの要因にもなっているかなと思います。

だから、今大谷の議員が述べたように、どこが線引きですかということに関しては、線引きというのは一概には言えないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 7番、大谷議員に申し上げます。

残りわずかですので、まとめてください。

○7番（大谷純一君） まとめに入ります。

教育長もいるところで恐縮なのですが、やはり指導というのは、言葉を荒げることなく、理で論ずるのが私は指導だと思います。町長は、昔の古き時代のたたき上げというか、そういうので来たのだと思いますけれども、私もやっぱり、私自身議員として注意しなければならないのが、これ以上言ったらまずいなというのを日々、この人だったらいいのかな、あの人では駄目なのかなではなくて、やはり言動として、こういう世の中ですので、発言に対しては注意していかなくてはいけないのかなと肝に銘じているところなのですが、やはり言葉で、言葉の暴力というのがパワハラになりますから、それはやっぱり執行部のお三方というのは、ふだんの言動に関しては、よほど注意しないと昨今の問題になりかねませんので、指導というのは、やはりその人のためを思って、これこれこうだから、このほうがいいのではないですか、こうしたほうがいいですよというのが指導ですから、それを昔の野球部ではないけれども、こうやれ、ああやれというのは指導ではないですから、その辺は町長、やっぱり昔の、自分が生きてきた環境と今の役場庁舎内は違いますから、その辺は私が言うのも何ですが、注意していただければと思います。

以上で私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（高橋祐二君） 以上で7番、大谷議員の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

---

### ○次会日程の報告

○議長（高橋祐二君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日5日は午前9時から開会いたします。

---

### ○散会の宣告

○議長（高橋祐二君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 1時54分）

## 令和5年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

令和5年12月5日（火）午前9時開議

- 日程第 1 議案第36号 千代田町利根川新橋周辺開発基金条例の制定
- 日程第 2 議案第37号 千代田町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第38号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第39号 千代田町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第40号 千代田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第41号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第42号 千代田町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第43号 千代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第44号 千代田町資源ごみ等拠点回収所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第45号 令和5年度千代田町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第11 議案第46号 令和5年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第47号 令和5年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第48号 令和5年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 認定第49号 令和5年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第16 発議第 2号 千代田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定
- 日程第17 発議第 3号 千代田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程の制定
- 日程第18 発議第 4号 千代田町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番 金子 浩 二 君                      2番 橋 本 博 之 君

3番	原	口	剛	君	4番	大	澤	成	樹	君
5番	酒	卷	広	明	君	6番	橋	本	和	之
7番	大	谷	純	一	君	8番	森		雅	哉
9番	川	田	延	明	君	10番	小	林	正	明
11番	柿	沼	英	己	君	12番	高	橋	祐	二

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	高	橋	純	一	君	
教	育	長	田	島	育	子	
総	務	課	長	宗	川	正	
企	画	財	政	課	長	須	
会	計	管	理	者	兼	税	
兼	税	務	会	計	課	長	茂
住	民	福	祉	課	長	高	
健	康	子	ど	も	課	長	久
産	業	観	光	課	長	兼	農
農	業	委	員	会	長	下	山
事	務	局	長			智	徳
建	設	環	境	課	長	坂	部
都	市	整	備	課	長	荻	野
教	育	委	員	会	長	森	田
事	務	局	長			晃	央

---

○職務のため出席した者の職氏名

書	記	大	川	智	之
書	記	池	上	大	貴
書	記	板	橋	一	生

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（高橋祐二君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第4回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○議長（高橋祐二君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

石橋副町長においては、欠席届が提出され、本日欠席となることを報告いたします。

---

○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第36号 千代田町利根川新橋周辺開発基金条例の制定を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。議案第36号 千代田町利根川新橋周辺開発基金条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本年の5月1日、群馬県庁において、利根川新橋建設促進期成同盟会による群馬県要望が実施され、その際、山本群馬県知事から建設着手のご英断をいただきました。

また、群馬県議会の9月定例会において、利根川新橋を整備するための調査費が補正予算にて可決されましたので、近いうちに測量調査が開始される見込みです。新橋の事業主体は県となりますが、周辺道路や関連施設については、今後町で計画的に整備を進めていく必要があります。そこで、利根川新橋の周辺整備の財源として活用可能な基金を設置するため、新たに基金条例の制定を提案するものであります。

詳細については、企画財政課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） 議案第36号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案の上程理由につきましては、ただいま町長の提案理由で申し上げたとおりでございます。利根川新橋が架橋されますと、付随して周辺の道路整備等が必要となります。まだ架橋の位置は決定しておりませんが、今のうちから財源面の準備はしていかなければなりません。そこで、事業年度においては多額の一般財源が必要となりますので、今後の新橋周辺の整備を円滑に推進するため、本条例を

制定し、財源の確保を行うものでございます。

それでは、内容につきましてご説明させていただきますので、お手元の条例をご覧くださいと思います。

第1条の設置では、利根川新橋の周辺開発の財源に充てるため、基金を設置することを規定しております。

第2条の積立額では、積み立てる額を、毎年度予算で定める額とすることを規定しております。

第3条の管理では、第1項で、确实かつ有利な方法で管理することとし、第2項で、确实、有利な有価証券に代えることができることを規定しております。

第4条の運用益金の処理では、基金の運用から生じる収益の処理について規定しております。

第5条の繰替え運用では、財政上必要があると認める場合、歳計現金に切り替えて運用ができることを定めております。

第6条の処分では、基金の目的の財源に充てる場合に限り、処分できることを規定しております。

第7条の委任では、必要事項は町長が別に定める旨を規定しております。

最後に、附則では、本条例の施行日は公布の日としております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） 改めまして、おはようございます。よろしく申し上げます。

先日の全員協議会で企画財政課長からご説明がありましたが、改めて詳細をお聞きしたいと思います。

まず、私の個人の考えとしては、もしものために基金を積み立てるということに関しては賛成であります。

そこで質問なのですが、この利根川新橋の架橋を前提に周辺施設のためとありますが、1つ目の質問が、この基金をためる期間はどれくらいを想定しているのか。そして、あとは、最低でも上限何億を想定しているのか。

2つ目、全員協議会の中では、ふるさと納税を原資としてというふうにあったのですが、ふるさと納税が減収したり、あるいは国からの制度が変わった場合、どうするおつもりなのかを企画財政課長にお尋ねしたいと思います。

そして、道の駅、川の駅等の周辺施設建設までの用途で基金を積み立てるおつもりか。また、そうであった場合に、その土地は公社が主体となるのか、町が主体となるのか。運営は外部に委託するおつもりなのか等々は、町長にビジョンをお示しいただきたい。

それと、道の駅をもし造る場合に、設置基準等々は荻野都市整備課長にお尋ねしたいと思います。  
お願いします。

○議長（高橋祐二君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

まず、基金の期間ということですが、新橋の測量調査が始まるという段階でして、架橋の時期、そして取付け道路までの期間がどのくらいになるかがはっきりとは分かりませんが、その着工が終わりまして、周辺の整備が終わるまではこちらの基金は運用していきたいというように考えております。

また、予算につきましては、毎年度予算額は決めさせていただきたいと考えておりますが、今年度につきましては、主にふるさと納税などからの余剰金が発生した、その中から予算額は決めていきたいと考えております。最終的な金額、目標額というのは、これから周辺の整備をどのようにしていくか、そのビジョンが全て固まるとおおよその額が決まってくるのかなと思います。まずはスタートとしましては、今年度で言いましたら、年度末の余剰金額に応じて予算は立てていきたいと考えております。原資、ふるさと納税のみではなくて、いろいろ年度末の余剰金というところでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 道の駅等々の質問だと思うのですが、今の段階では道の駅を造る、造らないもまだ白紙状態なのです。ですので、これは、今言えることは、以前もお話ししたかなと思うのですが、道の駅とか川の駅にしても、これは幾らかかるか。国からの補助金というのは、以前もお話ししたと思うのですが、便益施設なのです。便益施設の補助は出るのです。便益施設とは何ぞやといいますと、例えばトイレ、駐車場、それと休憩施設とか、そういうある程度限られたものしか国からの補助は出ないのです。ですので、それ以外の例えば直売所、農産物の直売所をそこに併設していこうとか、そういった場合は、もちろんこれは我々の自己負担になっていくわけです。更には、そこの周りに、それだけでなく、テーマパーク的なものも造るのも、町民の意見を聞いたり、議員の皆さんの意見を聞いたりしていきながら、その辺も少し拡大していければと、こう考えているのです。

更には、先ほど述べたように、今から想像なのですが、新橋ができて、ずっとこれからアクセス道もできていくことを想定しますと、いろんな集客も含めた中で千代田町をPRしていきながら、町も大きく変化を遂げようとしております。ですので、その辺も皆さんの意見を聞きながら、これからその辺もやっっていこうと、こう考えておるのです。

今現在、中学校建設資金というのが20億ちょっとありますよね。皆さん御存じですよ。更には、

公共建設基金、これが約10億ちょっとあります。合わせて30億ちょっとあるわけですね。中学校ほどのくらい今できるかということも含めた中で、今いろいろ見積もりもしたり、いろいろ精査しているところなのですけれども、その辺も含めて、これからやろうとしている、いずれ将来的にやろうとしている基金の積立てを今から積んでおく必要があるかなと、このようなことで、新たに基金の設置条例ということで皆さんに示したわけでありませう。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） 道の駅の設置基準ということのご質問なのですけれども、道の駅については、国交省の定義といたしまして、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と、地域の振興や安全の確保を寄与することを目的として、24時間無料で利用できる駐車場。先ほど町長が申し上げていましたとおり、トイレや、それに付随して町の地域振興施設、先ほど言われた物産施設とかそういったものを一体的に管理運営する休憩施設となっております。

基本的に、道の駅は道路に隣接して造るものですから、恐らく県道になるかと思うのですけれども、道路管理者の県のほうでそういったトイレとか駐車場を整備した中で、地域振興施設として、うちのほうの町で考えている観光施設であるとか、防災的な避難所ですとか、今後進んでいくにつれて、その辺を国、県、町として一体となって進めていくものだと思っております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先ほどの大谷議員の質問の中に、その仕上がった場合の運営方法も質問にありましたよね。運営方法はこれからよく検討するのですけれども、まず行政がこの行政内、役場の中で運営はまずあり得ないかなと、こう考えております。といいますのは、そこを設置することによって収益も多少出てくるのです。行政のほうは収益団体ではありませんので、土地開発公社もしくは新たな株式会社何々とかそういう形で、観光協会ももちろんですけれども、その辺をこれから検討していく必要あるかなと、そのように考えています。

○議長（高橋祐二君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） ありがとうございます。皆さんご存じのように、近隣では太田であるとか妻沼、羽生と道の駅がありますけれども、いずれも国道に面しているのです。今荻野課長のご説明でもありましたように、国交省が管轄なのです。審査基準といいますか、そういうのをいろいろ調べてみますと、やはり24時間、要は物流拠点がいっぱいあって、そこでトラックの運転手とかが休めるというのが前提なのです。例えて言うと、高速道路のパーキングエリア的な感じなのです。それに対して付帯設備として、今町長がおっしゃった、地域の物を売るお店、物産店、お土産屋さんとかそういうのがどこでもあるわけなのですけれども、そう考えてきた場合に、許可が下りる、下りないというこ

とを考えると、先ほど、県道で架橋になるということだと、なかなかハードルが高いのかなという気がするのです。そこに、やはり将来的に17号から293までつながる。そこで完全に物流の流れができるといえば別なのですけれども、そこまでかかるのに何十年かかるか分からないのですけれども、そうすると、取りあえず架橋して埼玉県と群馬県がつながりました。最初は県道と県道かもしれませんが、近くの。そうしたときに、そこに集積地なりがないと、やはり道の駅の許可が下りるとというのが相当ハードルが高いものかなというふうに私は想像しています。

そこで、国の許可が下りないとなると、やはり町で用地を取得してという、町単で公社なりが運営というか、土地を買うなりして、民間がやる場所ありませんかということで運営するような形態になろうかと思うのですが、その辺、私もお金を、基金をためるということについては、これからそのアクセス道路、町道がどんどんつながっていくわけですから、それに対してお金がかかる。もちろんそれをためておかななくてはならない。これは重々理解できますけれども、やはりいろんな町民の皆さんが、道の駅でもあったらいいよねと簡単に言うのですけれども、その簡単に言うことというのがハードルが高いということを私は思いますので、町長、ご見解がありましたら再度お願いしたいと思うのですけれども。できたらいいと思いますけれども、私はハードルが高いと思うので、その点、1年、2年先ではなくて、相当後のことなので恐縮なのですけれども、ご意見がありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 今からハードルがかなり高いというお話ですけれども、これは全国的に調べますと、町道、村道にも立派な道の駅はいっぱいあるのです。ですので、国交省が認める道の駅、これは国道沿いとは限らないです。町道沿いでも、これは大丈夫なのです。

今から30年前、私がある一般企業の社長をやっていた、30年前、平成へ入って間もなくだったのですけれども、同業者の名士がここで……植木の里ですよ、当時。植木の里だったので、これを直売所を始め、少しそういうあれを我々で資金を出して、バックは農協でしたから、そこに道の駅的な部分を、植木の里を含めて直売所と日本庭園も造ろうと。それで、その箇所のランドデザイン、図面も書きました。許可を出す手前までいきました。県を通してですね。ですけれども、これが賛同する方が6名しか当時いなかったのです。何とか10名から15名ぐらいいけば、資金も何とかあったかなというふうに考えました。それは断念した経緯もあるのです。そのときに、制度がまた変わったかも分からないのですけれども、30年前のときの話で、その場所には、これは東部地区だったので、そこに道の駅を造ろうと。そこに植木の里も、ですから植木の直売も含めた中で、それを併設して設置していこうと。許可が出る手前までいったのです。問題は資金面だったので、それを断念した経緯があります。ですので、これ、町道でも道の駅等々は、これは十分できるのです。



それと、特に東毛地区。群馬の東毛地区には、道の駅というのは太田だけが認められた道の駅なのです。あとは、小さい小規模なあれは、国交省が認めた道の駅ではないのです。ですので、太田から板倉までの間で1つだけなのです、道の駅、認められているのは。

そのようなこともいろいろ勘案していきますと、ここには将来的に十分できる可能性もある。ただ、道の駅だけではなくて、そこにテーマパーク的な部分も、どういうテーマパークになるか、これから皆さんで検討していくのですけれども、そのようなことも含めた中でいろいろ検討していく必要があるかなと。今から、「非常にハードルが高い」でなくて、何とかしていこうというような意気込み、私はやっていきたいと、こう考えております。これもあまり遠い将来ではなくて、近い将来からビジョンを示しながら皆さんで取り組んでいけば必ずクリアできますので、ぜひ協力していただければありがたいなと思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 意気込みは大変分かりました。例えば、道の駅を見ますと、駐車場だけで本当に閑散としているところもあれば、少し物も売っていて、これでやっていけるのだろうかということから、場所を出して恐縮なのですけれども、多分どまんなかたぬまの道の駅というのは、あそこは黒字化しているのではないかなと思います。あとは、温泉が出る、足湯ができるだとか、あるいは川場の道の駅ですか、町長おっしゃるように、テーマパーク化。だから、ただ寄るのではなくて、町外から、ここに遊びに行こうよと何度も何度も行きたいなと思うようなところというのは、それは非常に大事なことだと思いますので、よく、重々考えていただいて、いいものを造るなら造るというのご提案していただければなと思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 実は、田園プラザ、先ほど議員が述べた川場道の駅、この辺も含めた中で田沼の道の駅、その他もあるのですけれども、時間があるときに、担当も含めて、行って研究を始めております。これは1年ちょっと前から始めて、どれがベストなのだろうと。この千代田町に即したのはどれがベストなのだろうと今から現地に行って、これは1年ちょっと前からいろいろ研究をしております。そのようなことも含めた中で、ベストなやり方次第かなと思うのです。田園プラザ、あそこの外山村長も、年が明けたら、ふるさと納税の件もあるのですけれども、その辺も、千代田町にぜひ行きたいということなのです。1月、正月明けには外山村長も来て、いろいろ意見交換しながら、我々も田園プラザの運営方法もいろいろまた聞いてみようかと、このように考えております。

先日は、連携を取ったみなかみ町の阿部町長も見えました。いろいろ意見交換する中で、あそこにももちろん道の駅もあります。ですので、その辺も含めた中で、千代田町にはどれがベストかと、こ

れからいろいろ、今研究しているところなのですけれども、それも含めて行っていこうと、こう考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。

8番、森議員。

[8番（森 雅哉君）登壇]

○8番（森 雅哉君） おはようございます。ちょっと確認させていただきたいのですけれども、基金をあえてつくるというのが、例えば基金をつくらなくても、お金があれば、こういうものを造るといふときに、そこから単純に出せばいいとも考えられるのです。ですけれども、例えば学校の建て替えの積立てとか、積立てしておく、今これぐらいあるよ、自由に使えるお金はこれだけと分かりやすくなると思うのです。今回の基金の目的というのは、そういう分かりやすさを目的にしているのかどうかというのをちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

今回基金を新規で上程させていただきましたが、公共施設の整備とかもございしますが、目標がはっきりしておりますので、今回は利根川新橋が架橋された場合の周辺の開発を目的とした、そして開発に財源として確実に充てていく、そういった考えから新規の条例とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（高橋祐二君） 8番、森議員。

[8番（森 雅哉君）登壇]

○8番（森 雅哉君） 先ほどの町長のお話もあつたのですけれども、毎年お金を、計画を立てて、恐らくその計画に沿つたお金を基金に積み立てると思うのです。例えば、どこかの企業がコラボレーションするとかで資金を出しますといったときには、また、では町で出すお金はこれほど予算なくていいなというときには減らすとか、そういう柔軟な運用というか、積立金額になっていくのかどうかというのも一応確認させていただきたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

今後ビジョンが確実になりますと、おおよその目標額は立てていくことになると思いますが、毎年度予算額は決めていきますので、状況が変わればもちろん積立額は変更していく、そういった形を取りたいと考えております。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第36号 千代田町利根川新橋周辺開発基金条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

---

### ○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第2、議案第37号 千代田町課設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第37号 千代田町課設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

現在の組織機構は、令和2年4月に見直しを行って以降、4年が経過しようとしています。この間、重要かつ緊急的な行政課題に対応するため、建設環境課内に土木管理室を設置いたしました。課に関わる大幅な見直しは行っていない状況でありました。そこで今回、時代の変化と将来のまちづくりを見据えた機構改革の提案と併せ、事務分掌の見直しを行うため、千代田町課設置条例の一部を改正するものであります。

改正内容については、現在の「企画財政課」を「総合政策課」に変更し、今後のまちづくりやDXを戦略的に進めていくほか、財政部門を総務課に移し、機構改革後は管財業務を総務課で行ってまいります。

次に、現在の「住民福祉課」を「住民生活課」とし、総合保健福祉センター内にある福祉部門を現在の「健康子ども課」から名称変更となる「保健福祉課」に移すとともに、住民生活に身近な環境部門を現在の「建設環境課」から「住民生活課」へ所属替えを行います。

また、現在健康子ども課が所管している東西のこども園を教育委員会へ移管し、小学校への接続の円滑化と教育の充実を図ります。

次に、現在の産業観光課の観光に関することについて、総合政策課がふるさと納税や移住定住など

のシティープロモーションと一体的に担うことから、課の名称を「産業振興課」といたします。

最後に、先ほども申し上げましたが、現在の建設環境課から環境部門が住民生活課へ移ることから、「建設環境課」の名称を「建設下水道課」とし、土木、下水道工事部門の推進に努めてまいります。

以上、新年度から、現状の8課3局の数は変えずに、時代の変化に合わせた業務内容に対応できるよう改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第37号 千代田町課設置条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

---

### ○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第3、議案第38号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第38号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和5年人事院勧告及び群馬県人事委員会勧告を受け、本町職員の月例給と期末勤勉手当の支給月数について、国及び県に準じて引上げを行うものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 宗川総務課長。

○総務課長（宗川正樹君） それでは、議案第38号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、町長の提案理由にもありましており、人事院勧告等を受け、千代田町職員の月例給と期末勤勉手当の支給月数について、国及び県に準じた引上げを行うものでございます。

新旧対照表によりご説明をさせていただきたいと思っております。まず、1ページの第1条関係となりますが、表の左側が改正案、右側が現行の内容となっております。

本条例の具体的な改正内容として、第2条の2では、適正な会計処理の根拠規定を明確化するため、職員の給与から控除できる項目に職員の給食費、こちらは給食センター職員と東西こども園の先生方の給食費の控除ということで追加をさせていただきます。

そして、17条第2項では、一般の職員及び特定幹部職員の12月期の期末手当の月数を0.05月引き上げることにより、年間で一般の職員は2.45月、特定幹部職員は2.05月となるよう改正を行うものでございます。

また、同条第3項に定める定年前再任用短時間勤務職員につきましては、こちらは対象者はおりませんが、12月期の期末手当の月数を0.025月引き上げることにより、年間で1.375月となるよう改正を行うものでございます。

次に、2ページをご覧いただきたいと思っております。18条第2項では、一般の職員及び特定幹部職員の12月期の、こちら、次に勤勉手当の月数を0.05月引き上げ、年間で一般の職員は2.05月、特定幹部職員は2.45月といたします。

その下の別表第1、3ページのほうから8ページにかけて、こちら給料表につきましては、若年層を中心とした給料表の増額改定を行うものでございます。

それでは、ずっと飛んでいただきまして、9ページをご覧いただきたいと思っております。こちら第2条関係となります。新旧対照表の2条と9条につきましては、在宅勤務等手当に関する規定となりまして、テレワーク中心の働き方をとする職員に対して、光熱水道費等の負担軽減のために新設された手当となります。本町では支給該当となるケースは現時点ではございませんが、今後の体制整備のために制度化をするものでございます。

また、10ページの17条の期末手当、18条の勤勉手当につきましては、来年度以降、年間支給月数を変えず、均等に配分するための改正となります。

最後に、12ページとなります。3条関係ですね。17条の2、17条の3ですが、こちらの改正につきましては、刑法の改正に伴う文言の整理を行うものでございます。

議案のほうに戻っていただきまして、最後のページをお開きいただきたいと思っております。最後のページの左側は附則がございまして、改正条例の附則についてご説明申し上げます。

まず、附則の第1条1項では、この条例は公布の日から施行するとしておりますが、ただし書にありますとおり、第2条の在宅勤務手当関連及び期末勤勉手当の支給月数を均等化する規定は令和6年

4月1日から、第3条の規定は刑法等の一部を改正する法律の施行の日から、それぞれ施行することとしております。

同条第2項では、改正後の給料表は令和5年4月1日から適用することを、同条3項では、改正後の期末勤勉手当は令和5年12月1日から適用することを規定しています。

最後に、附則第2条は給与等の内払いについて、附則第3条は刑法の改正に伴う経過措置について、附則第4条は規則委任についてがそれぞれ規定をされております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第38号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

---

### ○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第4、議案第39号 千代田町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第39号 千代田町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和5年の人事院勧告等に基づき、千代田町職員の期末勤勉手当が引き上げられました。これを受け、特別職の期末手当についても、町職員との均衡を勘案し、改正するものであります。

改正内容であります。今年度の12月期の期末手当の支給月数を現行の2.2月から2.3月とし、年間

を通して4.5月となるよう改正を行うとともに、来年度以降は6月期と12月期の支給月数が均等になるよう配分するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第39号 千代田町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第5、議案第40号 千代田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第40号 千代田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和5年の人事院勧告等に基づき、千代田町職員の給与改定が行われたことを受け、会計年度任用職員の適正な処遇の確保の観点から、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 宗川総務課長。

○総務課長（宗川正樹君） それでは、議案第40号につきまして詳細説明を申し上げます。

町長の提案理由にもありましたとおり、会計年度任用職員の給与は、一般職の常勤職員との均衡を

踏まえ、決定する必要がございます。今回国の人事院勧告及び群馬県人事委員会勧告により、常勤職員については、若年層を中心とした月例給と期末勤勉手当の引上げが行われました。加えて、地方自治法の一部改正により、令和6年年度から、会計年度任用職員に対して新たに勤勉手当が支給されることとなります。以上のことから、本町におきましても常勤職員に準じる形で会計年度職員の報酬月額の設定を行うほか、常勤職員と同じ上げ幅となるよう、今年度12月期の期末手当の支給月数を0.5月分引き上げ、年間で2.05月となるよう改正を行います。

更に、来年度以降につきましては、期末手当及び勤勉手当ともに常勤職員と同じ支給月数となるよう、処遇の改善を図るものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第40号 千代田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第6、議案第41号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第41号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する



法律が令和5年5月19日に公布され、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が改正され、国民健康保険税の改正部分については原則として令和6年1月1日から施行されることとなりました。

主な改正内容としては、令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方を対象に、その年度に納付する保険税の所得割額と均等割額に関して、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月、すなわち4か月の産前産後期間相当分を保険税から減額するものであります。

また、双子以上の多胎児を出産する方については、出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月相当分を保険税から減額するものであります。

詳細については税務会計課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 茂木税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（茂木久史君） それでは、議案第41号 千代田町国民健康保険税条例の一部改正につきまして詳細説明を申し上げます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に、また全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令が令和5年7月20日にそれぞれ公布され、地方税法第703条の5第3項を基に、施行令第56条の89第4項第2号を規定する改正内容が総務省自治税務局より通知され、国民健康保険税の改正部分については原則として令和6年1月1日から施行されることとなりました。

これまで子育て世代の負担軽減や少子化対策等の観点から、出産に関する保険税の配慮の必要性や在り方について検討すべきとされてきました。こうした指摘も踏まえて国と地方で協議を行い、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割額と均等割額の免除を行う措置を講じることにより、被保険者の負担を減らす改正となります。

今回の千代田町国民健康保険税条例の一部改正の内容といたしましては、令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方を対象に、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月、すなわち4か月の産前産後期間相当分の所得割額と均等割額の保険税が減額となるものです。また、双子以上の多胎児を出産する方については、出産予定の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月相当分が保険税から減額となります。産前産後の保険税免除措置の範囲については、均等割は、出産する被保険者も含め、世帯に属する被保険者数に応じて等しく賦課されることや、出産する被保険者は産前産後期間に働くことができなくなり、世帯所得が減少することなどを踏まえ、出産する被保険者の均等割保険税と所得割保険税を対象としています。

それでは、お手元に議案第41号の資料といたしまして新旧対照表を配付させていただきましたので、この新旧対照表により、説明をさせていただきます。下線の箇所が修正部分で、右側が現行、左側が

改正案となっていますので、よろしくお願いたします。

それでは、新旧対照表の1ページから2ページにかけてご覧いただきたいと思います。最初に、第21条、国民健康保険税の減額における改正となります。第3項は新設となります。

国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分に分けてそれぞれ計算された税額の合計となります。医療給付費分は、国保の保険証を使用し、医療を受けるときの保険給付を賄う財源です。また、後期高齢者支援金等課税分とは、高齢者の方の保険給付金を健康保険組合、社会保険、国民健康保険等の被保険者で負担、補填する財源です。また、介護納付金課税分は、世帯内の国民健康保険被保険者で、40歳以上65歳未満の被保険者がいる場合に賦課されます。

そこで、所得割額は、加入者の所得額から基礎控除を引いた算定基礎に税率を生じる形となります。また、均等割額は、被保険者1人当たりの課税額をいいます。平等割額とは、1世帯当たりの課税額をいいます。

第21条第3項の中で、第1号は医療給付費分の所得割を軽減する規定、第2号については医療給付費分の均等割額を軽減する規定、また第3号は後期高齢者支援金等課税分の所得割を軽減する規定、第4号は後期高齢者支援金等課税分の均等割額を軽減する規定、第5号、介護納付金課税分の所得割額を軽減する規定、第6号は介護納付金課税分の均等割額を軽減する規定となります。

出産予定の前月から出産予定月の翌々月、すなわち4か月の産前産後期間相当分が保険税から減額となるものです。また、双子以上の多胎児を出産する方については、出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月相当分が保険税から減額となります。

ただし、地方税法施行令規則第24条の30の5に定める場合は、出産予定月ではなく、出産月となります。具体的には、次の場合です。1つ目が、被保険者が出産した後に、その属する世帯の納税義務者が町長に対して被保険者の所得割額及び均等割額の軽減の届出をした場合、2つ目が、被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の納税義務者による軽減の届出が行われていない場合であって、町長が当該減額の実施に必要な事項を確認することができた場合となります。

出産は、妊娠85日、4か月以上の出産が対象となり、死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます。

続きまして、新旧対照表の2ページから3ページにかけてをご覧いただきたいと思います。第22条の3、出産被保険者に係る届出における改正となります。こちらも新設となります。出産被保険者が世帯に属する場合、当該世帯の納税義務者は町に届出をしなければならない改正となります。届出事項といたしましては、納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号、出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号、出産の予定日、単体妊娠または多胎妊娠の別、その他町長が必要と認める事項となります。前項の届出の提出に当たり、当該納税義務者は出産の予定日、多胎妊娠の場合にはその旨を明らかにすることができる書類として母子健康手帳が該当します。出産後に該当届出を行う場合には、出産した被保険者と子との身分を明らかにすることができる書類として戸籍謄本などが該当

します。出産被保険者に係る第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定月の6か月前から行うことができます。届出を行うのは義務となりますが、町が当該世帯の出産被保険者が出産の事実を確認できた場合、届出を省略することができる旨の規定となります。職権での減額の修正を行うことができるものです。

最後に、改め文にお戻りいただきまして、附則以降をご覧いただきたいと思います。施行期日は令和6年1月1日となります。

第2項は、今般の改正に係る規定については、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとされています。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第41号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第7、議案第42号 千代田町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第42号 千代田町印鑑条例の一部を改正する条例について、提案理由の

説明を申し上げます。

本案は、スマホ用電子証明書搭載サービスの開始に当たり、条例の一部を改正する必要が生じたので、所要の措置を講ずるものであります。

改正の主な内容ですが、コンビニ交付サービスで印鑑登録証明書の交付を受けるときに使用する媒体がマイナンバーカードに限定されているため、スマホ用電子証明書が搭載されているスマートフォンを使用媒体に追加する規定を加えるものであります。

なお、条例の施行日については、公布の日からとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第42号 千代田町印鑑条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

---

### ○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第8、議案第43号 千代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第43号 千代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市町村が条例で特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定める際に従うべき基準及び参酌すべき基準を定める内閣府令が改正されたことに伴い、本条例においても同府令と

同様に、引用している法律の条項のずれを整理する改正、及び読替え規定の追加を行うものであります。

なお、この条例の施行期日については、公布の日からとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第43号 千代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第9、議案第44号 千代田町資源ごみ等拠点回収所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第44号 千代田町資源ごみ等拠点回収所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田町総合保健福祉センター北側駐車場の一角に整備した千代田町資源ごみ等拠点回収所ちよだe c oパーク西について、土地の分筆登記が完了したことにより、条例に記載された地番に修正が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

改正の内容ですが、第2条の表中に記載されているちよだe c oパーク西の所在地を、「千代田町大字鍋谷428番地の1」から「千代田町大字鍋谷428番地の3」に改めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。  
採決いたします。

議案第44号 千代田町資源ごみ等拠点回収所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

ただいまから10時25分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時05分）

---

再 開 （午前10時25分）

○議長（高橋祐二君） 休憩を閉じて再開いたします。

---

#### ○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第10、議案第45号 令和5年度千代田町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第45号 令和5年度千代田町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,669万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ81億8,678万2,000円とするものであります。

補正の主な内容を申し上げますと、歳入では、障害者福祉費の事業費の見直しにより、国庫支出金及び県支出金をそれぞれ負担割合ごとに増額いたします。

財産収入では土地建物売払収入を、寄附金ではふるさと応援寄附金を、それぞれ実績に基づき追加

いたします。

諸収入においては、群馬クレインサンダーズプレシーズンマッチチケットの売りさばき料を追加いたします。

次に、歳出ですが、総務費ではまち・ひと・しごと創生事業費に観光振興、定住促進に係る役務費を、戸籍住民登録費ではマイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係る委託料などを追加いたします。

民生費では、障害者福祉費において、利用者及び利用日数の増加に伴い、給付費を追加いたします。

衛生費では、塵芥処理費において、太田市外三町広域清掃組合負担金を、確定見込みにより減額いたします。

教育費においては、中学校体育館に移動式エアコンを設置するため、工事請負費を追加いたします。

詳細については、企画財政課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） 議案第45号につきまして詳細説明を申し上げます。

初めに、補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、先ほど町長から提案理由の説明があったとおりでございます。

それでは、補正予算の主なものにつきまして、事項別明細書によりご説明いたしますので、8ページ、9ページをお願いいたします。なお、説明に当たりましては、右側説明欄を基にご説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の3節障害者自立支援給付費負担金では656万5,000円を追加し、5節の障害児施設措置費等負担金については179万7,000円を追加いたしますが、これは利用者や利用日数の増加による事業費増が主な要因であり、事業費の2分の1が国から交付されるものであります。

その下、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の1節社会補償・税番号制度補助金では819万5,000円を追加いたします。これは、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係る住基及び戸籍システムの改修をいたしますが、その費用の全額を受け入れるものです。

その下、2目民生費国庫補助金の6節保育対策総合支援事業費補助金では20万円を追加いたします。これは、両こども園において使用済みのおむつ保管用ごみ箱を購入いたしますが、その費用の3分の1を受け入れるものでございます。

下段の15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、3節の障害者自立支援負担金及び、おめくりいただきまして、次のページの6節障害児施設措置費等負担金については、先ほどの国庫負担金と同様の理由により、増額するものです。補助率は4分の1となります。

次に、中段の2項県補助金、2目民生費県補助金、4節の児童福祉費補助金では、使用済みおむつ

保管用ごみ箱の購入費用の3分の1を県より受け入れるものです。

12ページ、13ページをお願いいたします。16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金では、基金の運用管理の一部見直し等による歳入追加が見込まれるため、合計で259万2,000円を追加いたします。

中段の2項財産売却収入、1目不動産売却収入では、熊野公園南側の町有地の売却収入を実績により753万2,000円追加いたします。

次に、下段になりますが、17款寄附金、1項寄附金、3目ふるさと応援寄附金では、企業版ふるさと納税を3件受け入れましたので、320万円を追加いたします。

おめくりいただきまして、14、15ページをお願いいたします。中段になりますが、18款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金に4,000万円を追加いたします。これは、補正による財源不足分を繰り入れるものでございます。

一番下の20款諸収入、5項3目雑入に170万円を追加いたします。これは、クレインサンダーズブレシーズンマッチのチケット売りさばき料となります。

18、19ページをお願いします。続きまして、歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。なお、ほとんどの項目において職員等の人件費の補正を行っておりますが、人事院勧告に基づく給与改定等となりますので、よろしくをお願いいたします。また、各施設において光熱水費の追加計上がございますが、これは燃料費や電気料金の高騰分及び水道料金の見直しによる増額分となりますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、24節積立金では、基金の運用管理の一部見直し等により、歳入が見込まれる利子259万2,000円について、各項目別に積立させていただきます。

おめくりいただきまして、20、21ページへお進みください。11目まち・ひと・しごと創生事業費では、観光振興・定住促進に関する拠点強化事業として、広告料を1,000万円追加いたします。これは、一部のふるさと納税返礼品の発送用段ボールを町PR広告として活用していますが、好評のため追加するものであります。

ページをめくっていただきまして、22、23ページをお願いいたします。3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費では、住民基本台帳ネットワーク事業に517万円を、戸籍電算化事業に302万5,000円を追加いたします。これは、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記等することとなりましたので、住基システム及び戸籍システムを改修するための委託料となります。

24、25ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費に扶助費1,672万4,000円を追加いたします。これは、利用者や利用日数が増加しているための各事業費を追加するため、国、県より事業費の約4分の3が負担金として交付されます。

飛びまして、28、29ページへお進みください。2項児童福祉費、4目児童福祉施設費では、こども園運営費に施設用備品購入費を、東こども園に39万7,000円、西こども園に40万8,000円を追加いたし



ます。これは、それぞれ、おむつ保管用ごみ箱及び企業版ふるさと納税を財源とする屋内遊具等の購入費となります。

30、31ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費では、一般経費に委託料228万6,000円を追加いたします。これは、住民健診及びがん検診に係る受診票や受診シールの作成業務委託料となります。その下、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、国庫支出金等精算返還金を856万9,000円追加いたします。これは、令和3年度及び令和4年度のワクチン接種体制確保事業費の精算返還金となります。

32、33ページへお進みください。2項清掃費、1目塵芥処理費では、太田市外三町広域清掃組合負担金を1,098万5,000円減額いたします。これは、当該組合において補正予算により減額となりましたことから、負担金を減額するものであります。

飛びまして、36、37ページへお進みます。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費では、測量等調査委託料が単価改定により不足が見込まれるため60万円を追加し、館林、千代田行政境の道路改良工事の概略設計委託料に係る町負担分40万円を追加いたします。

飛びまして、42、43ページをお願いします。下段の10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費では、2つ目の丸、学校管理運営事業に施設改修工事費952万6,000円を追加いたします。これは、中学校体育館に移動式エアコンを設置するための工事費となります。なお、企業版ふるさと納税を財源充当いたします。

飛びまして、48、49ページをお願いいたします。5項保健体育費、3目総合体育館・温水プール費の総合体育館・温水プール施設管理事業には、施設改修等工事費31万9,000円を追加いたします。これは、温水プールのホールに監視カメラを設置するためのものです。

4目給食センター費の共同調理場施設運営事業に給食材料費650万円を追加いたします。これは、給食材料全般において価格高騰が続いており、予算不足が見込まれるため、追加するものでございます。

50、51ページへお進みください。最後に、14款1項1目予備費を55万5,000円減額いたしまして、収支の均衡を図るものでございます。

次のページ以降は給与費明細書を添付してございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） 先ほどもご説明があったのですが、こども園のおむつを入れるバケツというのが3分の1で20万円ということだったので、総額だと60万円になるかと思うのですが、例

えば1個当たり幾らのを何個ずつ設置するとかという単価が分かりましたら、お願いしたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 久保田健康子ども課長。

○健康子ども課長（久保田新一君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。

今般、使用済みの紙おむつの処分ということで、ごみ箱を購入するということですが、こちらにつきましては大型のごみ箱と、あと小型もしくは中型のごみ箱を買う予定となっております。

各園につきましては、大型のごみ箱ということで、大きさ、こちらのほうは、こども園の紙おむつの排出量ということで、1日当たり西こども園につきましては45キロ、東こども園につきましては約22キロぐらい使用済みの紙おむつが排出される予定となっております。これらを鑑みまして、それぞれこども園に大型ごみ箱を1個ずつ、また各クラス2つにつき1個程度、小型もしくは中型のごみ箱を1つずつ、複数個購入をする予定となっております。

金額なのですけれども、ちょっとまだこちらのほうは、どのようなものを買うかというものまでは至っておりませんが、一応パンフレットなどを確認しますと、大型のごみ箱で約20万円ぐらい、また中型、小型のごみ箱を複数個購入しますので、そちらを約10万円ぐらい見込んでございます。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） いろいろ懸案事項なので、結構なことだと思うのですが、例えば特定廃棄物というか、金子議員からも感染症云々の疑いがということだったので、私が想像しているのが、例えば病院とかで注射針とか入れる箱って結構嚴重というか頑丈というか、そういうものなのですよ。そういうのを、簡単なバケツ、ごみ箱程度のものを想定しているのか、ちゃんと、子供がもし触ったとしても簡単には開かないような、嚴重なと言ったらおかしいのですが、そういうのを予定しているのでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 久保田健康子ども課長。

○健康子ども課長（久保田新一君） では、ご質問にお答えいたします。

今考えておりますのは、医療廃棄物のような、そこまでの嚴重なごみ箱というのではなくて、一般的に市販されております小型のごみ箱。大型のごみ箱につきましては、よくアパート等に設置されておるかと思いますが、集積用のごみ箱、大きいごみ箱ということで考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先ほど議員が述べたように、医療関係の注射針、これは特管といいまして、特別産業廃棄物処理なのです。一般廃棄物とはまた違うのです。紙おむつというのは特管でなくて、特別産業廃棄物でなくて、これは一般廃棄物に値するのです。ですので、これは国と県のほうから、

先ほどの資料にも、ご存じのように3分の1ずつの補助が出るのです。国、県のほうの補助が出る、その規定に基づきまして、それ相応の箱物、それを購入する予定であります。

以上です。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。

11番、柿沼議員。

[11番（柿沼英己君）登壇]

○11番（柿沼英己君） 43ページの中学校施設整備事業ということで、中学校の体育館に移動式のエアコンを設置するというので、文教民生常任委員会の予算要望が認められたよい事例になったと思うのですが、いずれにしても、夏場の異常な高温で、夏の部活動あるいはいろんな行事というのが制限されては困るということになったわけなのですけれども、移動式エアコンの能力といいますか、それについて詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） 柿沼議員のご質問にお答えいたします。

中学校の体育館のほうに設置予定の移動式のエアコンなのですが、能力的な話ということなのですが、まず台数で申し上げますと4台予定をしております。この4台につきましては、ご説明にもありましたとおり、移動式でございます。イメージしていただきたいのが、本来エアコンといいますと、天井に固定するものではなくて、床に、ちょっとイメージしていただきたいのが、スポットクーラーというものがあるかと思うのですが、その大きいものという、そういうことであればちょっとイメージがつきやすいかなと思うのですが、それで出口が3つ穴が開いております。その穴に関しましては、風向きを変えられるノズルがつくような形です。

ご存じのとおり、中学校の体育館につきましては、部活動で使う。更に、中学校の体育館については、バドミントンの部活で使われております。御存じかもしれませんが、バドミントンの部活に関しましては、羽根が非常に風にデリケートな部分がありますので、固定式ですと1方向、ルーバーで向きを変えたとしてもちょっと風の影響を受けるかなと。そういった中で、出口を変えられる。スポットクーラーの大型版ということで導入を考えております。

能力的には、固定式のエアコンは常に冷えているという状況ですけれども、このスポットクーラー的なものは、やんわりといいますか、かなりきんきんに冷えるというわけではなくて、冷たさを感じられる。休憩時間に、熱中症対策で子供たちに向きを変えて局所的に体を冷やしてもらおう、そういったような考えでございます。現状、通常のコセンタだけだと、キュービクルから変える必要は本来であればあるのですけれども、この移動式のエアコンを入れることによりまして、通常のコセンタをちょっとした電気工事で賄えると。更に、防災的な避難所的な部分も体育館は兼ね備えておりますので、電源はもちろんちょっとした工事をさせていただくのですけれども、発電機も2台ほど導入させていただきます。この発電機につきましては、停電等のことも鑑みまして、ガソリンであるとか

ガス、この2種類の動力で動くこともできるということで、避難所等々でも使えるように、ハイブリッド式の発電機も導入を考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 11番、柿沼議員。

○11番（柿沼英己君） 部活等々ではなくて、そういった避難所的な要素もあるということで、了解いたしました。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。  
10番、小林議員。

[10番（小林正明君）登壇]

○10番（小林正明君） 念のための確認的な質問であります。49ページです。まず1つ目が、総合体育館・温水プール施設管理事業で、監視カメラをつける予算ということで先ほど伺いました。まずこれは、台数は多分、聞いていないのですが、1台だと思っております。それから今の現状についてお願いいたします。それが1つです。

2つ目です。同じページの中で共同調理場施設運営費がございます。その説明項目の中の一番下、給食材料費650万とございますが、金額もちろん大きい金額ですが、ただ私がここで申し上げる必要もございませんけれども、あえて申し上げれば、給食材料費の高騰、非常に先行きや見通しが難しいかと思えます。もし650万で不足となる可能性があった場合は、補正を組むなり、対応をしっかりとお願いしたいと思ひまして、今後給食費、材料の件も含めまして質問いたします。要は、値上げ、高騰対応についてお尋ねします。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） 小林議員のご質問にお答えいたします。

まず、温水プールの防犯カメラの設置ということなのですが、現状、プール、総合体育館も含めまして防犯カメラのほうは5台稼働しております。今回この工事につきましては、防犯カメラを2台、レコーダーの容量も、先ほど申し上げたとおり5台で、1台入っておるのですが、2台カメラが増えるということで、レコーダーも1台追加させていただきたいと思ひます。

昨今いろんな事件が起きていまして、温水プールという場所的な部分、極端なことを言ってしまうと、わいせつ案件もある可能性もございますので、そういった防犯上のことも含めまして、今回カメラを2台追加させていただく状況でございます。

続きまして、給食材料費につきまして、おっしゃるとおり、650万という高額な補正ということになっておるのですけれども、4月から統計を取らせていただいて、給食センターには十数社からいろんな材料を仕入れさせていただいております。平均しますと、10月末日までで平均的に物価高騰、統計を取っておりまして、11%から12%、例年に比べてといたしますか、昨年度に比べて材料費が高騰し

ております。その部分を、そのパーセンテージを鑑みまして、今回補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 10番、小林議員。

○10番（小林正明君） まず、監視カメラ、レコーダーつきのものを入れるということで、防犯対策もしっかりされると思います。これは、取付け時期はいつ頃でしょうか。

次に、食料高騰、食材費高騰、私も今改めて数値を、前年度比を聞きまして、11から12%、結構な数字だと思います。くれぐれも、今後そのようなときの対応として、しっかりやっていただければと思います。

そんなわけで、戻します。防犯カメラ2台はいつ頃取り付ける予定でしょうか。

○議長（高橋祐二君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） ご質問にお答えいたします。

この取付け時期ですけれども、補正予算が成立し次第、すぐにでも動きたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第45号 令和5年度千代田町一般会計補正予算（第6号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第11、議案第46号 令和5年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第46号 令和5年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に105万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,896万8,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、4款の県支出金において、産前産後保険税免除措置に伴うシステム改修費用の追加により、特別調整交付金分を追加するものであります。

また、5款の財産収入では、国民健康保険基金利子の決算見込みにより、増額するものであります。

6款の繰入金では、職員人件費の見直しにより、職員給与費繰入金を追加いたします。

次に、歳出では、1款総務費、1項総務管理費で、職員人件費の見直しに伴う増額となり、また2項の徴税費では、千代田町国民健康保険税条例の一部改正による産前産後保険税免除措置に伴い、システム改修費用を追加するものであります。

6款の基金積立金では、決算見込みにより追加いたします。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第46号 令和5年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第12、議案第47号 令和5年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第47号 令和5年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に17万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,129万7,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入については、2款繰入金において、健診受診票作成委託料の追加に伴い事務費繰入金を増額し、保険基盤安定繰入金について、額の決定に伴い、減額いたします。

4款の諸収入では、令和4年度後期高齢者医療広域連合市町村負担金の精算返還金として18万円を追加するものであります。

次に、歳出ですが、1款の総務費では、翌年度の受診票を作成するに当たり、作成業務委託料を増額するものであります。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金では、今年度の保険基盤安定繰入金額が決定したことにより、減額いたします。

3款の諸支出金では、先ほどの歳入の諸収入で受け入れた後期高齢者広域連合市町村負担金の精算返還金を一般会計へ繰り出すものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第47号 令和5年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案どおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

---

○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第13、議案第48号 令和5年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第48号 令和5年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億15万4,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、人件費の調整に伴い、法定負担割合ごとに国・県支出金、一般会計繰入金等を減額いたします。また、システム改修の財源として、国庫支出金事業費分及び一般会計繰入金事務費分を追加するものであります。

次に、歳出では、総務費及び地域支援事業費において人件費を調整するほか、介護報酬改定に伴うシステム改修に係る電算業務委託料を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第48号 令和5年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第14、議案第49号 令和5年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。



町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第49号 令和5年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,926万7,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳出では、職員人件費の見直しに伴い、1款総務費に職員人件費24万6,000円を追加し、一般経費では、公営企業会計システムの試験運用に当たり、金融機関とのデータ通信を行うためのデータ通信料1万円を追加いたします。

2款事業費においては、公共ます設置工事の申請件数が多いため、管渠整備事業に110万円を追加いたします。

最後に、歳入において、収支の均衡を図るため、5款繰入金に135万6,000円を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第49号 令和5年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

---

#### ○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第15、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在の人権擁護委員であります大谷ひとみ氏の任期が令和6年3月31日で満了することから、法務大臣に対して再度大谷氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

大谷氏については、在任中も人権擁護委員としての役割を認識し、熱意を持って積極的に人権相談や人権啓発など各種の人権擁護活動にご尽力いただいております。その功績は顕著であり、今後も人権擁護委員としての活動に大きな成果を期待できるものであります。

以上の理由から、大谷ひとみ氏を引き続き人権擁護委員として推薦したいと思っておりますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案どおり適任者として町長が推薦することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、諮問第1号は原案どおり適任者として決定いたしました。

---

○発議第2号、発議第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） お諮りいたします。

この際、日程第16、発議第2号及び日程第17、発議第3号について、関連がありますので、一括議

題といたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第16、発議第2号 千代田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定、日程第17、発議第3号 千代田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程の制定、以上2件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

9番、川田議員。

〔9番（川田延明君）登壇〕

○9番（川田延明君） 発議第2号 千代田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定及び発議第3号 千代田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法の改正により、議会の議員に係る請負に関する規則が緩和され、今年の3月1日より自治体と取引のある個人事業主について、年間300万円までなら不正につながりにくいと国が判断し、議員との兼業が可能となりました。このことを踏まえ、町に対し請負をする議員が当該請負の対価としての各会計年度に町から支払いを受けた金銭の総額等を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することにより、もって議員の個人による請負の状況の透明性の確保に資するものとするため、本条例及び規定を制定するものであります。

なお、この条例の施行期日は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用となります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、発議第2号及び発議第3号の案件について1件ずつ処理いたします。

まず、発議第2号 千代田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第2号 千代田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

次に、発議第3号 千代田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程の制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし]と云う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[[なし]と云う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第3号 千代田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程の制定についてを原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、発議第3号は原案どおり可決されました。

---

#### ○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第18、発議第4号 千代田町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

9番、川田議員。

[9番（川田延明君）登壇]

○9番（川田延明君） 発議第4号 千代田町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

先ほど、人事院勧告に基づき、千代田町職員の期末勤勉手当及び会計年度任用職員並びに町長等の期末手当が増額となりました。私たちの議会議員の期末手当についてもその均衡を図るべく、現行の12月分の期末手当の支給月数に0.1月を加え、2.3月とし、年間4.5月に改正するとともに、来年度以降は6月期と12月期の支給月数が均等になるように配分するものであります。

なお、この条例の施行期日は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用となります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第4号 千代田町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、発議第4号は原案どおり可決されました。

---

### ○次会日程の報告

○議長（高橋祐二君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから7日まで休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、7日まで休会といたします。

なお、6日水曜日は午前9時より文教民生常任委員会、午後1時30分より総務産業常任委員会をそれぞれ全員協議会室において開会いたします。よろしくお願いいたします。

---

### ○散会の宣告

○議長（高橋祐二君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前11時12分）

## 令和5年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

令和5年12月8日（金）午前9時開議

日程第 1 閉会中の継続調査の申し出

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	金子浩二君	2番	橋本博之君
3番	原口剛君	4番	大澤成樹君
5番	酒巻広明君	6番	橋本和之君
7番	大谷純一君	8番	森雅哉君
9番	川田延明君	10番	小林正明君
11番	柿沼英己君	12番	高橋祐二君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一君
教育長	田島育子君
総務課長	宗川正樹君
企画財政課長	須永洋子君
会計管理者 兼税務会計課長	茂木久史君
住民福祉課長	高田充之君
健康子ども課長	久保田新一君
産業観光課長兼 農業委員会 事務局長	下山智徳君
建設環境課長	坂部三男君
都市整備課長	荻野俊行君

教育委員会  
教務局長

森田晃央君

---

○職務のため出席した者の職氏名

書記  
書記  
書記

大川智之  
池上大貴  
板橋一生

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（高橋祐二君） おはようございます。

本日の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第4回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○議長（高橋祐二君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

石橋副町長においては、欠席届が提出され、本日も欠席となることを報告いたします。

---

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（高橋祐二君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

---

○日程の追加

○議長（高橋祐二君） この際、お諮りいたします。

今朝ほど配付しました案件について、議事日程に追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」「異議あり」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 異議ありの声がありますので、議決により採決いたします。

日程第2を日程に追加し、議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（高橋祐二君） 起立少数であります。

よって、日程第2を日程に追加し、議題とすることは否決されました。

以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

---

○町長挨拶



○議長（高橋祐二君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 改めまして、おはようございます。令和5年第4回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今月4日から本日までの5日間にわたり、補正予算や条例改正、人事案件など、ご提案申し上げました全ての案件につきまして原案どおり決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今年も早いもので、残り3週間となり、1年を振り返ってみますと、今年の夏は記録的猛暑に見舞われ、こども家庭庁の発足やLGBT法の成立、インボイス制度がスタートし、またWBCにおいては日本が14年ぶりに世界一となりました。そのほかにも、大リーグで活躍中の大谷翔平選手は日本人初となるホームラン王のタイトルを獲得し、将棋界においては藤井聡太棋士が史上初の八冠に輝くなど、若い世代の躍進を目にし、よい刺激を受け、活力をいただいております。

私は今年の1文字として、挑戦の「挑」という漢字を胸に刻みながら、各種事業や課題に取り組んでまいりました。ご存じのとおり、5月には、長年の悲願でありました利根川新橋について、山本群馬県知事のご英断をいただき、架橋に向けてのスタートラインに立つことができました。これも議員各位をはじめとする関係者の皆様のご尽力のおかげであり、感謝と御礼を申し上げますとともに、引き続き建設の早期着工と架橋に向けてお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、隔年で実施している9月の防災訓練、11月には地区懇談会を行いました。防災訓練当日は多くの皆様にご参加いただき、ありがとうございました。11月の地区懇談会においては、町民の皆様から貴重なご意見をいただくことができ、今後の町政運営に生かしてまいりたいと存じます。

そして、新型コロナウイルス感染症については5類に移行され、コロナ前のように行事や経済活動など戻りつつありますが、現在インフルエンザウイルスと新型コロナウイルスが流行しておりますので、引き続き感染症対策にご協力をお願いいたします。

なお、年明け1月21日には、8回目を迎えます千代田利根川おもてなしマラソンを開催いたします。議員各位にも当日スタッフとしていろいろとお世話になりながら、ランナーをはじめ参加される皆さんをおもてなししたいと思っておりますので、盛り上げていただきますようよろしくお願いいたします。

ご承知のとおり、1年以上が経過し、いまだ収束の見えないロシア・ウクライナ情勢や、新たにガザ地区の問題など、紛争や争いが続いている地域が世界中で多くあります。一日も早い解決と恒久平和を願うばかりであります。

そして、災害においては世界各地で発生しており、12月2日から4日にかけて、フィリピン諸島においてマグニチュード7.0以上の大地震が短期間に3回も発生しております。また、マスメディアなどでご存じのとおり、日本においてもいつ大地震が発生してもおかしくない状況にあります。公助で

ある行政だけでは限界がありますので、自助である、自分の命は自分で守り、命の守り方を把握し、実践することで、家族や友人、隣人などを助け、協力し合う共助につながり、地域防災の強化にもなります。また、日頃から家族と話し合い、ハザードマップなどをご確認いただき、有事に備えてください。

さて、12月5日の上毛新聞の紙面において、来年3月の千代田町長選挙へ立候補を表明する掲載記事がありましたが、この場をお借りして、3期目を目指すため決意を新たに、町の発展と町民の幸福のために全身全霊を尽くす所存でございます。

私は若い頃から、ハードルが高いほどやる気がみなぎり、どうすれば乗り越えていけるのか、考えるだけでわくわくしてまいります。この世の中に乗り越えられない壁はないと思っております。利根川新橋がよい例であります。関係者の皆様の長年にわたる勇気と情熱が結びついた結果であります。例えば、1人で乗り越えられない壁に当たった場合は、議員各位や町民の皆様、職員たちとオール千代田で協力し、壁を乗り越えることができます。もしそれでも乗り越えられない場合には、英知と知恵を出し合い、方法を模索するなど、手段はいろいろあるわけであります。その中で行政課題に職員とともに挑み、悩み、町民や町にとって最善の方法を選びながら、施策や事業を遂行するために日々の業務をこなしております。職員は大切な家族であり、私が全ての責任を負うから、自信を持ってやってみなさいと常々話しております。例を挙げますと、職員が考え、試行錯誤しながら、ふるさと応援寄附金の大幅アップのほか、職員からの提案事業など、プラスの方向に結果がつながっているものと思います。多くの職員がおりますので、一人一人考え方も様々であり、私自身日々勉強させていただいております。引き続き職員と一丸となって、町民の幸福と町の発展のため町政運営に努めてまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

結びになりますが、これから厳寒に向かっていきますので、議員各位には切にご自愛くださいまして、ご多幸な新春をお迎えくださいますようお願い申し上げます、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

---

## ○閉会の宣告

○議長（高橋祐二君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る4日から本日まで5日間にわたり、令和5年第4回千代田町議会定例会が開催されました。会期中、議員各位には終始熱心にご審議を賜り、諸議案が議了いたしましたことに対し、心からお礼申し上げます。

本会議では6名の議員により一般質問が行われました。また、条例の制定及び改正、補正予算、そして発議においても、町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定など、十分な議論を行いながら、円滑な議会運営が図られました。

さて、今年の本町において大きな出来事がありました。1つは、利根川新橋の事業着手が決定した

ことであります。山本知事にご英断をいただき、その後、県補正予算において建設に向けた調査費が可決され、新橋建設という悲願に向けた大きな一歩を踏み出すことができました。

2つ目は、昨年度1位となりました本町のふるさと納税寄附額は、今年度においても順調に推移していることでもあります。そして、このふるさと納税を原資とした17の新たな施策を今年度からスタートし、切れ目のない子育て支援から福祉タクシー事業まで大幅に町民サービスが向上していることは、議会としても大変喜ばしいことと思っております。

これらの成果は執行部の皆様の努力のたまものと、議長として敬意を表する次第であります。

千代田町は、これまで以上に大きな可能性を持った町となってまいりました。議会といたしましても、町民の幸せと地域経済の更なる発展のために、町と一体となって様々な施策に全力で取り組んでいけるよう、様々な機会を捉え、議会として研さんを積んでまいり所存であります。

町当局におかれましては、会期中議員各位から寄せられた要望や意見等を尊重していただき、町行政の執行に反映されますようご検討をお願い申し上げます。

結びとなりますが、今年も残すところ、あと僅かとなりました。日増しに寒さが厳しくなってまいりますが、皆様方におかれましては、ご健勝にて新年を迎えられますことを心よりご祈念申し上げ、令和5年第4回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前 9時12分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和6年 月 日

千代田町議会議長 高 橋 祐 二

①署名議員 森 雅 哉

②署名議員 川 田 延 明